

1 計画体系

4つの基本目標に基づき、本計画の取組を進める上で必要となる計画体系を定め、この基本施策ごとに、目標達成に向けた施策の方向性や、具体的に取り組む主な事業等を掲載します。

基本目標

①

子どもの権利を大切に
する環境の充実

【第3次子どもの権利に関する推進計画の位置付け】

②

安心して子どもを
生み育てられる
環境の充実

③

子どもと若者の成長と
自立を支える
環境の充実

④

配慮を要する子どもと
家庭を支える
環境の充実

基本施策

① 子どもの権利を大切に
する意識の向上

② 子どもの参加・意見
表明の促進

③ 子どもを受け止め、
育む環境づくり

④ 子どもの権利侵害から
の救済

① 高まる保育ニーズへ
の対応

② 社会全体での子育て
支援の充実

③ 妊娠期からの切れ目
のない支援の充実

④ 経済的支援の充実

① 充実した学校教育等
の推進

② 放課後の子どもの遊
び場・生活の場の提供

③ 地域における子ども
の成長を支える環境
づくり

④ 次代を担う若者への
支援体制の充実

① 児童相談体制の強
化

② 障がい児、医療的ケ
アを必要とする子
どもへの支援の充
実

③ 子どもの貧困対策の
推進

④ ひとり親家庭への
支援の充実

⑤ 子どもを受け入れ
る多様性のある社
会の推進

2 基本目標ごとの施策の展開

基本目標 1 子どもの権利を大切にす環境の充実

<現状と課題>

札幌市では権利条例に基づき、子ども一人一人が安心して健やかに成長していく「子どもにやさしいまちづくり」を推進するため、子どもの権利の普及・啓発や、子どもの参加・意見表明の促進、子どもを受け止め育む環境づくり、子どもの権利侵害からの救済の取組を進めています。

子どもの権利について

子どもの権利は、子ども一人一人が生まれながらに持ち、自分らしく豊かに成長していくために欠かせない基本的な権利（基本的人権）です。その保障のために、子どもも大人と同じ一人の人間として尊重され、年齢などに応じた適切な配慮や支援が提供されることが求められます。

札幌市では、子どもの権利に関する条約や日本国憲法の理念に基づき、平成 20年(2008年)に「子どもの最善の利益を実現するための権利条例（子どもの権利条例）」を制定し、様々な子ども・子育て施策をもつ地方自治体として、市民とともに子どもの権利を大切に、保障を進めることを宣言しています。

<4つの権利> ※権利条例では子どもの権利を大きく4つに分けて説明しています。

安心して生きる権利

愛情を持って生まれ、
いじめや虐待から守られること

自分らしく生きる権利

個性を尊重され、
自由に思いや考えを表現すること

豊かに育つ権利

学び、遊び、休息し、様々な経験をして
豊かに育つこと

参加する権利

自分に関わることに参加し、
意見を表明すること

子どもの権利保障を進めるためには、子ども自身が「安心して生きる権利」や「参加する権利」を理解して、お互いの権利を尊重し実践することはもとより、子どもを育て、子どもとともに社会をつくる大人もまた、子どもの視点に立って考え、子どものために配慮し行動することが欠かせません。

その子どもたちの安心感や自分らしさなど子どもの権利に関わる状況について、子どもたち自身の受け止めを示す全体的な指標として設定している「子どもの自己肯定感」は、「自分のことが好き」など子どもの主観的な自己評価に基づくものですが、子ども自身の中で様々な意欲や達成経験、周囲への信頼感などとのつながりが見られ、これら相互の関連性を踏まえた全体的な向上を目指していくことが大切です。

また、大人の子どもへの関わり方として、子どもの主体性を尊重しながら、必要な声かけや手助けをする保護者の姿勢が多く見受けられる一方、多くの大人は、子どもに対して、不安や悩みを抱

えこみやすく、周囲との関わりが希薄化した「見えにくい子ども」というイメージをもっています。家庭や学校、地域等における子どもと大人の様々な関わりを、子どもの健やかな成長のために必要な学びや経験、参加・意見表明、悩みや不安への気づき・支えの機会として、あらためて考えていくことが重要です。

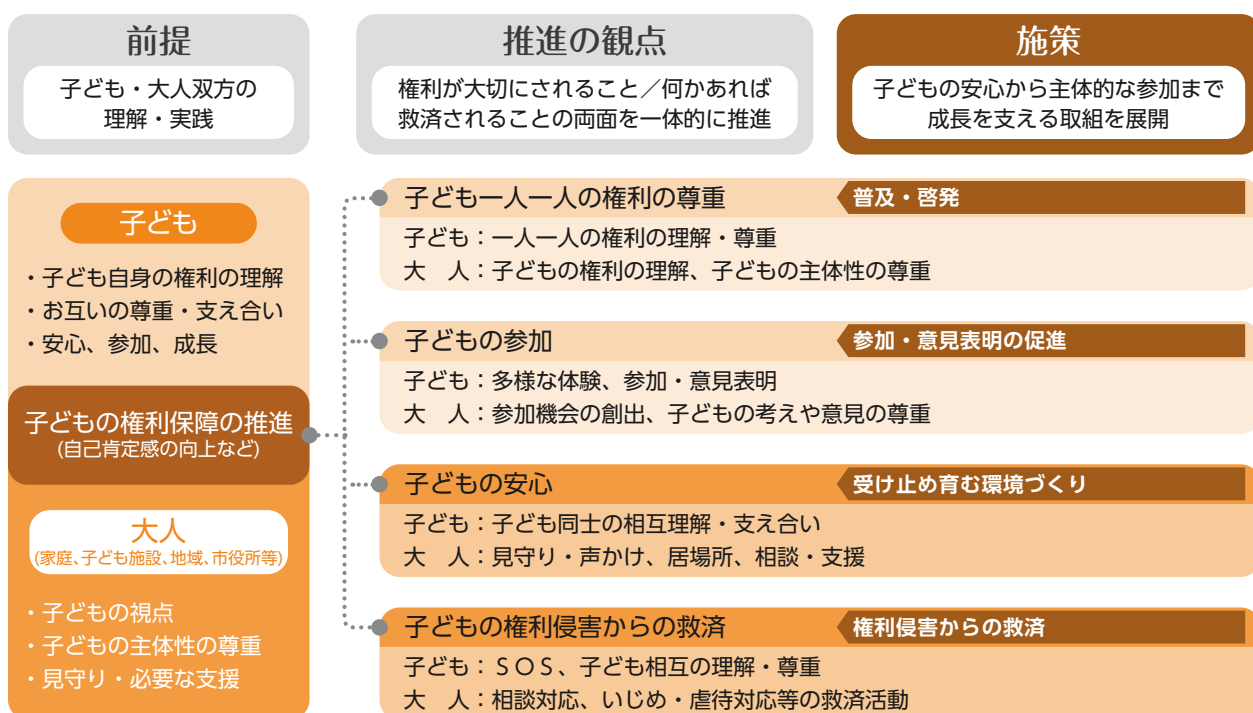
子どもの権利保障の現状について、実態・意識調査では、子どもが「いじめや虐待から守られること」「障がい、国籍、性別等による差別を受けないこと」「個性や違いを認められ、一人の人間として尊重されること」の3つが「大切にされていない権利」として多く挙げられており、いじめ、虐待、差別などの「人権侵害からの救済」と「お互いの違いを認め、一人一人の権利を尊重する意識の向上」の両面を一体的に進めていくことが求められているといえます。

その上で誰もが、障がいや国籍、性別を始め、個々の多様性を認識した上でお互いを尊重するとともに、一人一人の成長や自立のために、適切な配慮や支援を行っていくという、子どもの権利にとどまらない基本的な人権理解の視点をもって、取組を進めることが重要です。

また、この計画の検討に当たり、子どもたちに考えてもらった「子どもにやさしいまち」は、「個性を伸ばせる・チャレンジできるまち」「子どもの意見が尊重されるまち」「大人と子どもが交流できるまち」「安心して相談できるまち」としてまとめられました。これらの意見は、子どもが様々なことに参加し、安心して自分らしく、豊かに育つ権利として、権利条例が掲げる4つの権利とも深く関わるものであり、子どもの参加の促進や権利侵害からの救済など子どもの権利に関する様々な取組も、子ども一人一人の実感につながるよう進めていくことが重要です。(p.44)

権利条例の施行から10年を経過し、今後のより一層の子どもの権利保障のためには、上記の観点や現状を踏まえ、それぞれの取組を着実に進めていく必要があります。

子どもの権利推進のイメージ



(各施策についての現状と課題)

○子どもの権利の普及・啓発

子どもの権利の認知度は上昇傾向にあり、特に学齢期の子どもや保護者の認知度が比較的高い一方、乳幼児の保護者の認知度は低く、対象者の年齢や状況に応じた取組の工夫が求められています。毎年、新たに保護者になる方々も多くいる中で、子ども自身の理解向上とともに、着実な普及・啓発の取組を継続していくことが必要です。

○子どもの参加・意見表明の促進

子どもの様々な体験機会として、自然・文化・スポーツ体験以外に、地域における子どもと大人の関わりの機会が求められているほか、子どもの意見表明の機会が、特に地域や札幌市政に関して少ない傾向が見られ、子どもの主体的な参加を促進していく必要があります。

○子どもを受け止め育む環境づくり (子どもの安心)

友達関係で不安や悩みを抱えやすい子どもが多く見られる一方、相談相手としても、友達の存在は大きく、子ども同士の理解や支え合いは、子どもの権利保障に深く関わっています。

また、家庭や学校以外においても、子どもの安心や様々な参加・経験、さらには子どもが抱える困難への大人の気づき・支援の場として、地域のつながりが求められています。

○子どもの権利侵害からの救済

子どもアシストセンターでは、子どものための相談窓口として、スマートフォン等の普及を受けた相談方法の見直しや効果的な広報の検討とともに、引き続き権利救済活動の充実を進めることが必要です。

また、児童虐待の認定件数が増加傾向にある中、いじめ防止等と併せて、重大な権利侵害への対応は喫緊の課題であり、早期発見・対応に向けた体制強化とともに、広く人権尊重の意識の向上を図ることが重要です。

基本施策 1 子ども権利を大切にす意識の向上

<施策の方向性>

子ども一人一人の権利が尊重される子どもにやさしいまちを実現するためには、子ども自身が子どもの権利について理解し実践するとともに、家庭や学校、地域など様々な場で子どもに関わるすべての大人が子どもの権利を尊重し、子どものために考え行動することが必要です。

その普及のためには、子どもの年齢や子どもとの関わりに応じた広報等を、様々な働きかけを交え、地域や学校などとも連携しながら重層的・継続的に進めていくことが求められます。

そのため、学齢期の子どもや保護者に対しては、学校の教育活動等を通じて普及・啓発を図るとともに、広く市民の協力を得ながら、地域、子どもに関わる団体・施設等とも連携して広報活動を進めます。

特に、乳幼児の保護者に対しては、妊娠期からの様々な機会を捉え、幼稚園・保育所等との連携も図りながら、子育てのヒントや気づきにつながる効果的な啓発活動を進めていきます。

さらに、直接的な広報や啓発活動にとどまらず、子どもの参加や権利侵害からの救済活動など子どもの権利に関わる様々な取組の機会を、子どもの権利の大切さをあらためて考える実践的な理解の場としながら、普及・啓発を図っていきます。

＜主な事業・取組＞

■子どもの権利の普及・啓発

子どもの権利の普及に向け、「さっぽろ子どもの権利の日³⁶(11月20日)」事業のほか、広く市民や子どもに関わる施設職員、地域で子どもに関わる大人などを対象に、様々な工夫や働きかけを交えた効果的な広報等を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
「さっぽろ子どもの権利の日」事業	権利条例第5条で定める「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」を中心とした期間に、他の子ども・子育て関連事業とも連携しながら、子どもの権利の理解向上や子どもの参加促進など、子どもの権利の普及に資する事業を実施します。	子)子ども育成部
市民と連携した普及啓発(子どもの権利啓発サポーター)	出前講座等により子どもの権利について学んだ市民に、家庭や地域で広報・普及の担い手(子どもの権利啓発サポーター)になってもらうなど、市民と連携した子どもの権利の普及啓発を進めます。	子)子ども育成部
施設職員など子どもに関わる大人への普及啓発	幼稚園・保育所や児童会館など子どもに関わる施設職員等を対象として、子どもの権利の考え方について具体例を交えた解説資料等に基づき、子どもに関わる大人への普及啓発を進めます。	子)子ども育成部
地域における子どもの参加の促進 (基本目標1-施策2、基本目標1-施策3にも掲載)	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	子)子ども育成部
他都市との連携・交流	子ども交流事業などにより、権利条例を制定している他の自治体との連携強化を進め、取組事例の共有等を通して、札幌市の取組を発信するとともに、より効果的な取組の検討・実施につなげていきます。	子)子ども育成部

■子どもの権利の理解促進(保護者)

乳幼児の保護者の子どもの権利への理解向上のため、妊娠期からの様々な機会を捉え、幼稚園・保育所との連携も図りながら普及・啓発を強化するとともに、学校の教育活動を通じて、学齢期の子どもへの保護者への普及・啓発を進めます。

³⁶ 【さっぽろ子どもの権利の日】権利条例では、子どもの権利について市民の関心を高めるため、11月20日(国連で子どもの権利条約が採択された日)を「さっぽろ子どもの権利の日」としている。

事業・取組名	事業内容	担当部
乳幼児の保護者等への普及啓発	新たに保護者になる方々を始めとして、妊娠期から乳幼児期の健診や子育てサロン ³⁷ など様々な機会を捉えた働きかけを行い、幼稚園・保育所との連携も図りながら広く子どもの権利への理解が進むよう普及啓発を行います。	子)子ども育成部
学齢期の子どもの保護者への普及啓発	学校等を通じた保護者向けパンフレットの配布や家庭教育学級での出前講座の実施等により、学齢期の子どもの保護者への普及啓発を進めます。	子)子ども育成部

■子どもの権利の理解促進(子ども)

子どもの権利について子ども自身の理解の向上を図るために、子ども向けの広報紙の発行や出前講座等を実施するほか、他の人権課題に関わる意識啓発の取組と併せて、広く人権尊重の意識の向上を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども向け広報等の充実	子どもの権利について子ども自身の理解の向上を図るために、子ども向け広報紙「子ども通信」等において子どもの権利に関する取組事例を発信するとともに、子どもに関わる様々な施策や事業においても、子どもにわかりやすく、親しみやすい情報発信を進めます。	子)子ども育成部
子ども向け出前講座等の実施	子ども同士のグループワークや人形劇を交えた講座など、子どもにわかりやすい工夫を取り入れ、お互いの大切さに気づき、支え合いにもつながるような、子ども向け出前講座や出前授業を実施し、子どもの権利や救済に関して、子どもの具体的・実践的な理解の向上を図ります。	子)子ども育成部
子ども向け男女共同参画意識啓発事業 (基本目標4-施策5にも掲載)	子どもたちが男女共同参画の理念を理解した上で自己形成ができるよう、性別に捉われず個性を尊重することの大切さを伝える小・中学生向けパンフレットを作成し、配布します。	市)男女共同参画室

■子どもの権利を生かした学校教育の推進

授業を始めとした学校教育全体の中で、子どもが自他の権利の尊重について学ぶとともに、子ども同士が支え合う活動に取り組むほか、人権に関わる学習活動の実践研究等を通して、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。

事業・取組名	事業内容	担当部
小・中学生向けパンフレットの活用	子どもの権利の理解と実践のため、子ども同士の支え合い(ピア・サポート ³⁸)や意見交換などの内容で、学校の授業等でも活用できるパンフレットを小・中学生に配布し、子ども自身の学びを推進します。	子)子ども育成部

³⁷【子育てサロン】子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場。地域子育て支援拠点(常設の子育てサロン)では、子育てに関する相談や援助、情報提供などを実施している。

³⁸【ピア・サポート】ピアとは「仲間」、サポートとは「支援」「支える」という意味であり、ピア・サポートとは、「仲間による支援活動」のこと。

民族・人権教育の推進 (基本目標 1- 施策 4、基本目標 3- 施策 1、基本目標 4- 施策 5 にも掲載)	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践研究を行い、その成果を普及・啓発します。	教) 学校教育部
子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進 (基本目標 1- 施策 2 にも掲載)	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動(ピア・サポート)に取り組んだりするなど、教員向け研修の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。	教) 学校教育部
障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の充実 (基本目標 4- 施策 5 にも掲載)	特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小・中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもとが日常的に交流する取組を推進します。	教) 学校教育部
福祉読本の発行	心のバリアフリー(障がいのある人などへの偏見をなくし、思いやりを持って手助けしようとする考え方や行動)を学ぶための福祉読本を発行し、理解促進を図ります。	保) 障がい保健福祉部

基本施策 2 子どもの参加・意見表明の促進

< 施策の方向性 >

子どもたちが大人とともにまちづくりに参加し、子どもの視点に立ってつくられたまちは、すべての人にやさしいまちとなります。家庭や子ども関連施設、地域、市政を始め、子どもに関わることについては、子どもが考えや意見を表明する機会がつけられ、適切な配慮をもって尊重されることが大切です。

こうした子どもの参加の促進のため、市政やまちづくりに関して、子ども同士の意見交換や発表の機会も交えながら、子どもが意見を提案する取組を展開するほか、学校の教育活動や子どもが関わる施設でも子どもの主体的な参加の取組を進めます。

さらに、子どもの参加が広く身近な取組となるよう、地域の子どもの参加する行事など様々な機会を捉えて、子どもによる提案や企画・運営の取組を働きかけるとともに、保護者を始め、子どもに関わる大人に対して子どもの参加の大切さを呼びかけ、理解の促進を図ります。

また、子どもの健やかな成長のためには、子どもが様々なことに意欲をもって主体的に参加し、多様な経験や人との関わりを通して自立性や社会性を身につけていくことも大切です。

自然や芸術・文化、スポーツ体験だけでなく、周囲の大人と子どもの関わりもまた、子どもの学びや経験、参加・意見表明、悩みや不安への気づき・支えの機会として、子どもの豊かな育ちに寄与すると考えられ、家庭や学校のみならず、地域とのつながりなど多様な人との関わりを促進します。

<主な事業・取組>

■市政やまちづくりへの子どもの参加の促進

子どもが市政やまちづくりについて考え、意見を表明する子どもの参加・意見表明の機会を様々なかたちで促進するとともに、子ども自身による情報発信を含む広報により、子どもの参加意識の向上や子どもの参加の取組の普及を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども議会	子ども議員となった子どもたちが主体的に札幌のまちづくりについて話し合い、発表する活動を通して、市政への子どもの参加及び意見表明の機会としていきます。	子)子ども育成部
子どもからの提案・意見募集ハガキ	子どもが市政やまちづくりについて考えた意見や提案を広く返信用ハガキにより募集し、子どもの参加・意見表明の機会を促進するとともに、その結果を札幌市の考え方と併せて広報することにより、子どもたちの参加意識の向上を図ります。	子)子ども育成部
子どもの交流・参加の促進	権利条例制定自治体など他都市の子どもたちと交流しながら、地域のまちづくりに関して体験・意見交換・発表などを行う子ども交流事業を実施し、参加した子どもたちの学びや成長の機会とするとともに、実施内容の広報により広く地域等での子どもの参加や意見表明を促進します。	子)子ども育成部
子どもからの情報発信(子どもレポーター)	行事等に参加した子ども自らが取材・編集した記事を、子ども向け広報紙「子ども通信」等に掲載して配布するなど、子どもからの情報発信の取組を進めます。	子)子ども育成部
次世代の活動の担い手育成事業	次世代のまちづくり活動の担い手を育成するため、小学生から大学生、及び地域活動の経験がない若者がまちづくり活動の大切さや必要性に気づききっかけとなるよう、若者を対象としたまちづくり活動への参加機会を拡大します。	市)市民自治推進室
SDGsをテーマとした次世代に向けた人材育成事業	高校生などの次世代を担う若者を中心に、SDGsの視点を踏まえた持続可能な都市のあり方について考え、学び、体験するワークショップを開催し、先導的役割を担う人材を育てます。	環)環境都市推進部
市政やまちづくりへの子どもの参加・意見表明	審議会等への子ども委員の参加や計画策定時のキッズコメントの実施のほか、子どもに関わる様々な施策や事業の実施において、子どもの主体的な参加の要素を取り入れ、市政やまちづくりへの子どもの参加・意見表明の機会を促進します。	子)子ども育成部

■子どもが関わる施設や学校における子どもの参加の促進

子どもが関わる施設等での子どもの主体的な参加の取組として、児童会館やミニ児童会館の子ども運営委員会や学校の児童会・生徒会の活動を進めるとともに、取組事例の広報等を通して広く子どもの参加を促進します。

事業・取組名	事業内容	担当部
児童会館子ども運営委員会の拡充(わたしたちの児童会館づくり事業)	子どもたちが、児童会館やミニ児童会館の運営等に主体的・積極的に参加する子ども運営委員会などの仕組みづくりを全館で行い、参加・意見表明の促進とともに、地域への愛着やまちづくりへの関心を育みます。	子)子ども育成部
子ども関連施設における子どもの参加の促進	子ども関連施設において、子ども運営委員会などの子どもの主体的な参加や活動、地域の大人と子どもの交流が広がるよう働きかけるとともに、こうした取組事例の広報等を通して子どもの参加を促進します。	子)子ども育成部
子どもの権利の理念を生かした教育活動の推進 (基本目標 1- 施策 1 にも掲載)	子どもが自他の権利の尊重などについて学び、児童会・生徒会活動などに主体的に参加したり、子ども同士が支え合い、よりよい人間関係を築く活動(ピア・サポート)に取り組んだりするなど、教員向け研修の実施と併せて、子どもの権利の理念を生かした教育活動を推進します。	教)学校教育部

■地域における子どもの参加の促進

地域の子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、広く情報共有と活用の働きかけを行うことにより、子どもの参加のほか地域の大人と子どもの様々な関わりを促進するとともに、地域のまちづくり活動や、子ども会など少年団体の活動を支援し、子どもの様々な体験活動の機会をつくります。

事業・取組名	事業内容	担当部
地域における子どもの参加の促進 (基本目標 1- 施策 1、基本目標 1- 施策 3 にも掲載)	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	子)子ども育成部

未来へつなぐ笑顔のまちづくり活動推進事業	自治基本条例の目的として掲げられた「市民が主役のまちづくり」を進めるため、身近な地域のまちづくり活動の支援を行います。また、子どもたちにまちづくりの楽しさや必要性について理解を深めてもらうため、「子どもまちづくり手引書」を作成し、希望する小学校へ配布します。	市)市民自治推進室
少年団体活動促進事業	子ども会など少年団体の活動支援や活発化を図り、様々な体験活動を通して、子どもの自主的な社会参加、連帯意識の向上を促し、青少年活動を担う人材を育成します。	子)子ども育成部
子どもの体験活動の場支援事業 (基本目標 3- 施策 3 にも掲載)	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパーク等の多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Co ミドリ (こみどり)」の運営を支援します。	子)子ども育成部
プレーパーク推進事業 (基本目標 3- 施策 3 にも掲載)	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、地域住民等が規制を極力排除した公園等で開催・運営する「プレーパーク」を進めます。	子)子ども育成部

基本施策 3 子どもを受け止め、育む環境づくり

<施策の方向性>

子どもが自分らしく伸び伸びと成長していくためには、年齢とともに変化する生活状況や人間関係に応じて、安心して暮らせる環境づくりが不可欠です。子どもの安心には、自分が大切にされているという受容感や困ったら相談できるという信頼感などとともに、周囲の大人や子どもとの関係性、居場所、相談先、必要な支援の提供など様々な要素が関係しています。

これらの要素を踏まえた取組を進める中でも、子どもの生活において友達の存在が大きいことから、相互理解やいじめ防止の観点も交えて、身近な子ども同士がお互いを理解・尊重し、支え合うための働きかけを行っていきます。

また、スマートフォン等の普及を受けたコミュニケーション手段の変化やインターネットの安全利用について、子どもや保護者等の理解向上を図る観点も踏まえて取組を進めます。

そのほか、子どもの安心や成長につながる場として、家庭や学校以外に、児童会館や地域における子どもの居場所づくりを進めるとともに、子どもの見守りや困難を抱える子どもへの気づき・支援の機会ともなるよう、町内会や青少年育成委員³⁹会、民生委員児童委員⁴⁰協議会と連携を図りながら、地域における子どもと大人の関わりを促進します。

また、具体的な子ども・子育てに関わる不安や悩みへの対応として、妊娠期から学齢期、若者期を通じて子ども自身や保護者からの様々な相談に応じるとともに、いじめや不登校などの解決に向けた支援、子どもの貧困対策など、子ども・子育ての安心のために必要な取組を進めていきます。

³⁹【青少年育成委員】地域において子どもたちの健全な育成に関する実践活動を推進するために、市内 90 地区に組織された青少年育成委員会において、スポーツ・文化事業や子どもにとって有害な環境を排除するための事業などを実施する者。区長の内申により、市長が選任する。

⁴⁰【民生委員・児童委員】民生委員法に基づき、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行うなど、社会福祉の増進に努める民間の奉仕者。市長の推薦により、厚生労働大臣が委嘱する。民生委員は児童委員を兼ねており、地域で子どもが元気で安心して暮らせるように、子どもを見守り、妊産婦の子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援を行う。

<主な事業・取組>

■子どもの安心と学びのための環境づくり

子どもが安心して暮らし、学ぶことのできる環境づくりを進めるため、学校における教育相談体制の充実、いじめや不登校などの解決に向けた支援のほか、多様な学びを支える環境の充実、若者の社会的自立の支援など子どもの年齢や状況に応じた様々な取組を行います。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの権利救済に関する普及啓発(子どもアシストセンター)	各種広報や出前講座を通して、相談窓口の周知とともに、子ども同士の相互理解や子どもの不安への保護者等の気づき・声かけの意識向上を図り、子どもが安心して暮らせる環境づくりを進めます。	子)子どもの権利救済事務局
学校における教育相談体制の充実 (基本目標1-施策4にも掲載)	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に、学校が一体となってきめ細かく対応することができるよう、研修などを通じて、教育相談に関する教員の能力や、学校の組織力の向上を図ります。	教)学校教育部
スクールカウンセラー ⁴¹ 活用事業	子どもや保護者がカウンセリングを受けることで、友人関係の悩みや登校への不安を和らげることができるよう、専門的知識・経験を有するスクールカウンセラーの一層の効果的な活用を進めます。	教)学校教育部
教育支援センター ⁴² ・相談指導教室における支援の充実 (基本目標3-施策4にも掲載)	不登校児童生徒が仲間と共に学習や体験活動に取り組むことで、学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。また、保護者交流会などを開催し、保護者の不安解消を図ります。	教)学校教育部
相談支援パートナー ⁴³ 事業 (基本目標3-施策4にも掲載)	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うため、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組みます。	教)学校教育部
いじめ対策・自殺予防事業	アンケート調査の実施や相談窓口及び教員研修の充実により、いじめや自殺関連行動等の未然防止や早期発見などにつなげます。	教)学校教育部
子どもの学びの環境づくり補助事業 (基本目標1-施策4にも掲載)	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクール ⁴⁴ など民間施設に対する支援を行います。	子)子ども育成部
札幌まなびのサポート事業	就学援助世帯及び生活保護世帯の中学生に対し、「貧困の連鎖」を防ぐために、学習習慣の定着を図り高校進学を実現するとともに、自己肯定感を持てるような居場所の提供を行うことを目的とした学習支援を実施します。	保)総務部

⁴¹【スクールカウンセラー】子どもの不安や悩みの相談に当たるとともに、保護者・教員などに対し、子どもとの関わりについての助言・支援を行うため、学校に配置される臨床心理士などの心の専門家。

⁴²【教育支援センター】不登校の小・中学生を対象に、学校以外の場において、学校への復帰及び将来的な社会的自立に向けた支援をするため設置されたもの。札幌市では、教育支援センター宮の沢、教育支援センター白石を設置。

⁴³【相談支援パートナー】不登校やその心配のある子どもに対し、教職員と協力しながら、登校に向けた支援や別室での学習支援などを行うボランティア。

⁴⁴【フリースクール】不登校の子どもたちの受け皿として、学習支援や体験活動などを行うため、個人やNPOなどが運営する学校以外の安心できる学びの場、居場所の総称。

(仮称)学びの支援総合センター事業	障がいや不登校、日本語習得の困難さなどにより、個別に特別な支援を必要とする子どもへの相談・支援を総合的に行う体制を整備し、対象となる児童生徒への支援の充実を図ります。	教) 学校教育部
公立夜間中学設置検討事業	様々な事情により、学校に行かないまま中学を卒業した方や小・中学校での就学機会が得られなかった方などに対し、「学び直しの場」を提供するため、公立夜間中学の開設を目指します。	教) 学校教育部
若者の社会的自立促進事業 (基本目標 3- 施策 4 にも掲載)	高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、学習相談及び学習支援を実施します。	子) 子ども育成部
若者支援施設 ⁴⁵ の設置・運営 (基本目標 3- 施策 4 にも掲載)	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5か所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	子) 子ども育成部
中学校卒業等進路支援事業 (基本目標 3- 施策 4 にも掲載)	中学校及び高校卒業時、又は高校中退時に進路が未定で、社会的自立に不安のある生徒が困難を有する状態に陥ることを未然に防止するため、若者支援総合センターへつなげ、就労支援や学び直し支援を実施します。	子) 子ども育成部

■子どもが安心して暮らせる地域づくり

地域の子どもの居場所づくりや青少年健全育成の取組を進めるとともに、町内会や青少年育成委員会、民生委員児童委員協議会とも連携を図りながら、地域で子どもを見守る中で、困難を抱える子どもに気づき支援につないでいく環境づくりを進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの居場所づくり支援事業 (基本目標 3- 施策 3、基本目標 4- 施策 3 にも掲載)	地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂 ⁴⁶ 」などの活動について、運営経費を補助します。	子) 子ども育成部
児童会館の地域交流の推進 (基本目標 3- 施策 3 にも掲載)	子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定、複合化後の施設間の調整により、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開します。	子) 子ども育成部
地域における子どもの参加の促進 (基本目標 1- 施策 1、基本目標 1- 施策 2 にも掲載)	地域における子どもの参加の取組や工夫の事例を集約し、子どもの権利の考え方を交えて、広く情報提供と活用の働きかけを行うことにより、地域の子どもの参加を促進するとともに、地域の大人と子どもの関わりを通じた、子どもの学びや体験機会の充実、不安や悩みを抱えた子どもへの気づきや支援にもつなげていきます。	子) 子ども育成部

⁴⁵ 【若者支援施設】若者の社会的自立を総合的に支援することにより、活力ある地域社会の実現に寄与することを目的に設置している施設（若者支援総合センター、若者活動センター）。

⁴⁶ 【子ども食堂】地域で子どもたちに対し、無料又は低額で温かい食事や安心して過ごせる場を提供する取組。学習支援や多世代交流の場、地域で子どもを見守る場としても展開されている。

少年健全育成推進事業 (青少年育成委員会) (基本目標 3- 施策 3 にも掲載)	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織(90地区・1,800人)し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。	子)子ども育成部
少年育成指導員による指導・相談 (基本目標 3- 施策 3 にも掲載)	子どもの問題行動に早期に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等の相談アドバイスに努めます。	子)子ども育成部
犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業 (基本目標 3- 施策 3 にも掲載)	地域の家庭が登録し、子どもが事件に巻き込まれそうになったときなどに避難場所として駆け込み、助けを求める「子ども110番の家 ⁴⁷ 」等を行う団体に対して支援を行うことで、犯罪被害を最小限に止める体制づくりの充実を図ります。	市)地域振興部

■安心して子育てできる環境づくり(困難への気づき・相談支援)

安心して子育てができる環境づくりを進めるため、特に乳幼児の保護者など、妊娠期から子どもの年齢や生活の状況に応じた相談・支援体制を強化するとともに、子どもの貧困対策の観点も踏まえ、困難を抱えた子どもや家庭を早期に把握し、必要な支援につなげます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どものくらし支援コーディネート事業 (基本目標 4- 施策 3 にも掲載)	地域を巡回し、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握して、必要な支援につなげる子どもコーディネーターを配置し、学校や児童会館、民生委員・児童委員など子どもに関わる様々な関係者との連携体制を構築します。	子)子ども育成部
スクールソーシャルワーカー活用事業 (基本目標 3- 施策 1 にも掲載)	スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境(家庭、学校等)に働きかけたり、関係機関等と連携したりするなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。	教)学校教育部
妊婦支援相談事業 (基本目標 1- 施策 4、基本目標 2- 施策 3 にも掲載)	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	保)保健所
初妊婦訪問事業 (基本目標 1- 施策 4、基本目標 2- 施策 3 にも掲載)	初妊婦を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	保)保健所
産後ケア事業 (基本目標 2- 施策 3 にも掲載)	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不調又は育児不安等がある産婦に対し、助産所において心身の休養の機会を提供し育児に関する助言指導等を行います。	保)保健所

⁴⁷【子ども110番の家】子どもが登下校時などに、「不審者からの声かけ、痴漢、つきまとい行為」等の被害を受けて身の危険を感じたときに、避難場所として駆け込み、一時的に保護して警察に110番通報したり、学校、家庭へ連絡するなどして、地域ぐるみで子どもの安全を守っていくボランティア活動。

乳幼児健康診査 (基本目標 2- 施策 3 にも掲載)	区保健センターにおいて4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。	保)保健所
各区子育て世代包括支援センター機能の強化 (基本目標 2- 施策 2、基本目標 2- 施策 3、基本目標 4- 施策 1 にも掲載)	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員 ⁴⁸ を各区に配置の上、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	保)保健所

基本施策 4 子どもの権利侵害からの救済

<施策の方向性>

子ども一人一人の権利が大切にされることと権利が侵害されたときに救済されることは、子どもの権利保障において表裏一体の関係にあるといえます。お互いの権利を尊重する意識の向上を進め、いじめや虐待などの権利侵害を予防するとともに、権利侵害に苦しむ子どもに対しては迅速な救済が図られなければなりません。

具体的な救済のために、子どもの権利救済機関である子どもアシストセンターでは、子どものための相談窓口として、スマートフォンの普及等を受けた相談方法の見直しを含め、気軽に相談しやすい体制づくりを進め、子ども一人一人に寄り添った活動を行います。

また、児童虐待の認定件数が増加傾向にある中、虐待の防止や早期発見・早期対応に向けて新たな児童相談体制強化プランを取りまとめ、計画的に体制を強化します。

さらに、権利侵害の防止に向け、学校や地域、関係機関との連携のもと、子ども・子育ての状況に応じた相談・支援を通して子どもや保護者等の様々な不安や負担を軽減するとともに、障がいや国籍、性別を始めとする個々の多様性への理解や人権尊重の観点を踏まえた普及・啓発等を進めます。

<主な事業・取組>

■子どもの権利侵害に関する相談・救済

子どもの権利侵害からの救済に向け、子どものための相談窓口として子どもアシストセンターの広報の強化や相談方法の見直しを進め、学校等における教育相談などと併せて、子どもに寄り添った救済活動を迅速かつ適切に行います。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの権利の侵害からの救済(子どもアシストセンター)	子どもに関する相談に幅広く応じ、子どもが自らの力で次のステップが踏めるよう助言や支援を行うほか、救済の申立て等に基づき、問題解決に向けた調査や関係者間の調整を行い、迅速かつ適切な救済を図ります。また、子どもたちが気軽に相談しやすくなるように、相談事例の紹介や相談員が出向いて行う出前講座等を通して、身近に感じてもらえる相談窓口を目指します。	子)子どもの権利救済事務局

48 【母子保健相談員】各区子育て世代包括支援センターにおいて、妊産婦に対し継続的な状況把握及び総合相談支援を行う保健師等専門職による相談員。

子どもアシストセンター「LINE」相談事業	より多くの子どもをくみ取ることができるように、子どもアシストセンターの新たな相談方法として無料通信アプリ「LINE」を導入します。	子)子どもの権利救済事務局
学校における教育相談体制の充実 (基本目標 1- 施策 3 にも掲載)	様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に、学校が一体となってきめ細かく対応することができるよう、研修などを通じて、教育相談に関する教員の能力や、学校の組織力の向上を図ります。	教)学校教育部

■児童虐待への対応

児童虐待の早期発見と迅速かつ適切な対応のため、子ども安心ホットライン⁴⁹の運営や関係機関との連携の強化など児童相談体制の強化に取り組みます。

事業・取組名	事業内容	担当部
各区子ども家庭総合支援拠点機能の整備 (基本目標 2- 施策 2、基本目標 4- 施策 1 にも掲載)	各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」の機能を整備し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。	子)児童相談所
子ども安心ネットワーク強化事業 (基本目標 4- 施策 1 にも掲載)	増加傾向にある虐待通告や養護相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、子ども安心ホットラインを運営するとともに、児童相談所と児童家庭支援センター ⁵⁰ の連携により相談体制を強化します。	子)児童相談所
児童相談体制強化事業 (基本目標 4- 施策 1 にも掲載)	児童虐待防止対策体制の強化及び社会的養育の推進に向け、新たな児童相談体制強化プランを策定するとともに、計画的な体制強化に取り組みます。	子)児童相談所
(仮称)第二児童相談所整備事業 (基本目標 4- 施策 1 にも掲載)	増加する虐待通告や法令改正等に対応するため、相談支援拠点としての第二児童相談所を整備し、児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応や、関係機関及び各区との連携強化など、相談体制の強化につなげます。	子)児童相談所

■権利侵害を起こさない環境づくり

権利侵害を起こさない環境づくりのため、オレンジリボン地域協力員⁵¹登録の推進など児童虐待防止の取組のほか、子どもに対する心理的虐待につながるドメスティック・バイオレンス(DV)や体罰の防止の取組を進めるとともに、障がいや国籍、性別を始めとする個々の多様性への理解の促進やお互いの人権を尊重する意識の向上を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進 (基本目標 4- 施策 5 にも掲載)	障がいや国籍、性別を始め、個々の多様性を尊重するとともに必要な配慮や支援を行うという基本的な人権理解の視点から、子どもの権利の理解を促進し、広く子ども同士や子どもに関わる大人の相互理解と配慮に基づく人権意識の向上を図ります。	子)子ども育成部

49 【子ども安心ホットライン】児童相談所内に専門の相談員が常駐し、児童虐待通告を始め児童の養育相談にも応じる 24 時間 365 日対応の電話相談のこと。

50 【児童家庭支援センター】児童福祉法第 4 4 条の 2 に基づいて設置され、子どもの福祉に関する専門的な相談に応じる施設。地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的に設置された福祉施設。

51 【オレンジリボン地域協力員】児童虐待の早期発見等を目的として、一定の研修を受講した一般市民を協力員として登録する制度。

民族・人権教育の推進 (基本目標 1- 施策 1、基本目標 3- 施策 1、基本目標 4- 施策 5 にも掲載)	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践研究を行い、その成果を普及・啓発します。	教) 学校教育部
多文化共生推進事業 (基本目標 2- 施策 2、基本目標 4- 施策 5 にも掲載)	外国人も日本人も誰もが安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向け、外国人の孤立化防止と暮らしの不便不安を解消するための支援や仕組みづくりを進めるとともに、市民の異文化理解と国際理解を促進します。	総) 国際部
児童虐待防止対策支援事業 (基本目標 3- 施策 3、基本目標 4- 施策 1 にも掲載)	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録を推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	子) 児童相談所
DV 対策の推進	配偶者等からの暴力被害に対して、配偶者暴力相談支援センターなど相談しやすい環境や支援体制を整備するとともに、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間の集中啓発や相談窓口の周知を行います。	市) 男女共同参画室
デート DV ⁵² 防止講座など若年層向け予防教育	暴力を許さない社会づくりのため若年層への予防教育としてデート DV 防止講座を行います。	市) 男女共同参画室

■子育てに不安を抱える保護者等への支援

妊娠・出産時の不安軽減を始め、子ども・子育ての状況に応じた各種相談・支援を実施し、虐待予防の観点も踏まえ、子どもや保護者等の様々な不安や負担を軽減します。

事業・取組名	事業内容	担当部
母子保健訪問指導事業 (乳児家庭全戸訪問事業) (基本目標 2- 施策 3 にも掲載)	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行います。	保) 保健所
保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 (基本目標 2- 施策 3 にも掲載)	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	保) 保健所
妊婦支援相談事業 (基本目標 1- 施策 3、基本目標 2- 施策 3 にも掲載)	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	保) 保健所
初妊婦訪問事業 (基本目標 1- 施策 3、基本目標 2- 施策 3 にも掲載)	初妊婦を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	保) 保健所

⁵² 【デート DV】 DV (domestic violence) は配偶者やパートナーなど親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力を意味し、高校生や大学生などの若い世代の交際において発生する同様の暴力をデート DV と呼ぶ。デート DV には配偶者間等の DV と同じように、身体的暴力、性的暴力、経済的暴力、精神的暴力がある。

基本目標2 安心して子どもを生き育てられる環境の充実

<現状と課題>

全国的に女性の就業率が増加しており、札幌市においても、就労する母親の増加などにより高まる保育ニーズに対応するため、平成27年度(2015年度)から令和元年度(2019年度)までに、保育定員を5,000人以上拡大するなど、待機児童の解消に努めてきました。引き続き保育定員の拡大を進めていく一方、保育を担う人材の確保も同時に進めなければなりません。また、保育の量を拡大していく中で、今後とも保育の質を担保し、安心して子どもを預けられる環境を整えていく必要があります。

就労する母親が増加し、共働き世帯が増えていく中で、今後ますます父親が子育てに関わることが重要です。平成30年度(2018年度)に実施した子育て世帯へのニーズ調査の結果、平成25年度(2013年度)の調査結果と比べて、子育ての主な担い手として「父母ともに」と回答する世帯が増加しており(p.31)、子育ての担い手としての父親の意識は高まっていますが、その一方で、平日に子どもと過ごす時間では母親に比べて極めて少ないなど(p.32)、父親の育児への関わりは十分に進んでいるとは言えません。父親の子育ての関わりを促進するためにも、育児しやすい職場環境の整備に向けて、会社への働きかけや、父親の意識をより高めるための取組が必要です。

また、子育ての悩みについては、平成25年度(2013年度)の調査結果と比べて、「子育てによる身体や精神的な疲れが大きいこと」、「仕事と子育ての両立が大変なこと」など親自身の悩みが増加しています(p.35)。平成30年度(2018年度)に実施した子育て世帯と子育て支援者を対象としたグループヒアリングにおいても、理由を問わず利用できる一時保育や、病児保育の拡充を求める声が多く挙げられており、保護者の多様な預かりニーズを受け止める体制の整備が求められています。

妊娠・出産期については、各区保健センターにおいて、母子健康手帳の交付や初妊婦訪問等の機会を通じ、支援が必要な妊産婦を早期に把握し、支援することが重要です。また、ニーズ調査の結果、ワンストップで子育ての悩みに対応して欲しいというニーズが高く、母子保健や保育、障がいといった分野ごとで分断されるのではなく、妊娠期から子育て期までの様々なニーズに対して総合的に相談・支援を提供するワンストップ拠点である「子育て世代包括支援センター」の機能を強化させていく必要があります。

加えて、ニーズ調査の結果、悩みを抱える対象者に届く確実な情報提供(p.38)のほか、経済的支援を求める声や、子どもの健やかな育ちを支え、保護者のストレス軽減にもなりうる子連れで楽しめる場の充実が保護者のニーズとして明らかになっています。

これらを踏まえ、子育て家庭を取り巻く状況の変化により、就労の有無や状況にかかわらず高まっている子育ての負担や不安に対して、社会全体としてどのように受け止め、軽減していくかが課題となっています。

基本施策 1 高まる保育ニーズへの対応

<施策の方向性>

就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査の結果によると、今後も、保育ニーズは増加することが想定されることから、第5章に掲げる「教育・保育施設の需給計画」に基づき、保育施設等の整備により保育定員の拡大を着実に図るほか、幼稚園等における一時預かりや延長保育、病児・病後児の預かりサービスの充実など、多様な保育ニーズに対応した取組を進めていきます。

併せて、保育士等の人材確保の取組を強化するとともに、幼児教育・保育の現場に勤務する職員が、安心して就業継続できる職場環境の整備にも取り組んでいきます。

<主な事業・取組>

■保育施設等の整備による定員の拡大

待機児童対策として、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業⁵³の整備や認可外保育施設からの認可保育所等への移行を促進するなど、保育定員の更なる拡大を図り、増加する保育ニーズに対応するための供給量(第5章参照)を確保します。

事業・取組名	事業内容	担当部
私立保育所整備費等補助事業	保育所の整備を促進するために必要な整備費を補助し、保育定員を拡大するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な保育環境を確保します。	子)子育て支援部
認定こども園整備費補助事業	幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備を促進するため、必要な整備費を補助し、保育定員を拡大するとともに、老朽化した施設を更新して耐震性能を向上させ、安全な教育・保育環境を確保します。	子)子育て支援部
地域型保育改修等補助事業	地域型保育事業の整備を促進するために必要な整備費を補助し、低年齢児の保育定員を拡大します。	子)子育て支援部
認可外保育施設の認可化移行支援事業	認可外保育施設から認可保育所等への移行を促進するため、認可基準に適合するための改修費等の補助を行います。	子)子育て支援部

■多様な保育サービスの提供

子育て家庭の多様な働き方を支援するため、休日保育、延長保育等を継続して実施するほか、幼稚園における一時預かりを実施する施設等を拡充します。併せて、病後児を一時的に預かる病院等の併設施設を増設するなど、親の緊急時に対応できるサービスの提供を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保護者の延長保育に対する需要に応えるため、夕刻の1時間又は2時間の延長保育を実施します。	子)子育て支援部

53 【地域型保育事業】 児童福祉法に基づく認可を受けた小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業をいう。

休日保育事業	就労形態の多様化に伴う日曜・祝日に勤務する保護者の需要に応えるため、認可保育所における日曜・祝日の保育を実施します。	子)子育て支援部
夜間保育事業	就労形態の多様化に伴い、夜間の保育を必要とする保護者のために、認可保育所において午前0時(一部は午後10時)までの保育を実施します。	子)子育て支援部
幼稚園等における一時預かり事業	保護者の就労形態の多様化等に伴う様々な保育ニーズに対応するため、幼稚園等における一時預かり事業の実施施設を増やします。	子)子育て支援部
市立幼稚園預かり保育事業 (基本目標3-施策1にも掲載)	市立幼稚園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施し、保育内容を含め、園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について研究し、その成果を幼児教育施設や保護者に発信します。	教)学校教育部
病後児デイサービス事業	病気回復期にあって集団保育が困難な小学6年生までの児童を、一時的に保育する病院等に付設した施設数を増やすことで、子どもを生み育てやすい環境促進を図ります。	子)子育て支援部
子育て援助活動支援(ファミリーサポートセンター)事業	子育ての援助を受けたい人と援助したい人による会員組織をつくり、保育園の送迎など日常的な子どもの預かりに対応する「さっぽろ子育てサポートセンター事業」、親の緊急時や病児・病後児の預かりなどに対応する「札幌市こども緊急サポートネットワーク事業」の2事業を実施し、地域において子育て家庭を支援します。また、各区の子育てインフォメーションでは、病後児デイサービスとあわせて、サービスの一元的な事前利用登録の受付を実施し、利便性の向上を図ります。	子)子育て支援部

■保育人材の確保及び教育・保育の質の向上

乳幼児期における子どもに関わる職員が安心して教育・保育に携わることができるよう、保育人材の就業継続と離職防止や潜在保育士の復職に向けた支援に加え、将来保育士を目指す次世代の育成といった保育人材の確保支援の取組を進めるほか、研修機会や指導監査等を通して教育・保育の質の向上に取り組みます。

事業・取組名	事業内容	担当部
保育士等支援事業	潜在保育士の復職や求職と求人とのマッチング ⁵⁴ 等を行う「保育士・保育所支援センター」の運営、合同面接会や高校生保育職場体験の実施、保育士資格を取得する際に要する費用の補助などにより保育人材の確保支援を行います。	子)子育て支援部
保育人材確保緊急対策事業	就労継続の支援、潜在保育士の掘り起こし、次世代の育成といった観点で効果的かつ継続的に保育人材の確保支援を行います。	子)子育て支援部

認可外保育施設・企業型保育施設等への指導監査の実施	認可外保育施設に対して、運営状況の定期報告の義務付け、立入調査による施設の状況確認及び改善指導等を実施します。また、届出制の対象外施設である事業所内保育施設等に対しても児童福祉の観点から同様に立入調査(巡回指導)を実施します。	子)子育て支援部
教育・保育の質の向上 (研修実施、処遇改善への要望)	子どもの育ちを支援する者の資質・専門性のより一層の向上に向け、認定こども園、幼稚園、保育所等の職員を対象とした研修を教育委員会と連携して体系化し、研修の実施など必要な支援を行います。また、人員配置や職員の処遇改善など保育環境の充実に向け、国に対する要望や施設等に対する支援を行うとともに、施設等に対する運営指導の強化を図ります。	子)子育て支援部
私立保育所等補助事業	教育・保育サービスの充実に図るため、私立保育所等に対して、保育所等に規定されている基準保育士数のほかに、保育士等を雇用する場合や研修、食物アレルギー児対応に係る様々な補助を行います。	子)子育て支援部
家庭的保育者等研修事業	小規模保育事業所や家庭的保育事業所への従事を希望する者に対し、家庭的保育に必要な知識・技術の習得を目的とした研修を実施します。	子)子育て支援部
幼児教育の質的向上を図るための研修の充実 (基本目標 3- 施策 1 にも掲載)	大学等と連携して幼稚園教諭や保育士等の専門性や指導力を高めるための研修を実施するほか、私立幼稚園等のニーズに応じた出前講座などを実施します。	教) 学校教育部
市立幼稚園等における実践研究の推進 (基本目標 3- 施策 1 にも掲載)	幼児期の質の高い教育を推進するため、市立幼稚園等において、大学や私立幼稚園と連携した実践研究に取り組みます。また、その成果について、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所等への普及・啓発を図ります。	教) 学校教育部
幼保小連携の推進 (基本目標 3- 施策 1, 基本目標 4- 施策 2 にも掲載)	幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携担当者が一堂に会する「幼保小連携推進協議会」を市・区単位で開きます。区単位の協議会においては、各園・学校の教育課程の作成等に生かすことができるよう、幼児期から児童期にかけての学びの一貫性・連続性を意識した教育課程の在り方等に関する研修を充実させます。また、特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを行います。	教) 学校教育部 子) 子育て支援部

POINT 保育士の就業実態はどのようになっているでしょう？

近年、保育士の人材確保が難しくなっている傾向があります。平成30年度(2018年度)に実施した札幌市保育士実態調査では、回答者のうち、現在保育士として働いていると回答した割合は49.0%であり、保育士有資格者の多くが保育士としては働いていないという結果でした(図36参照)。また、保育士有資格者の退職理由としては、「結婚」(37.9%)が最も多く、次いで「サービス残業や持帰りが多い」(34.7%)、「給与等が安い」(26.4%)という回答が続いています。(図37参照)。

今後も、保育定員の拡大を進めるに当たり、保育士の確保が課題となっていますが、保育士資格を保有しているにも関わらず、現在保育士として働いていないいわゆる潜在保育士の方の再就労、そして、保育士として働いている方の就労継続に対する支援が必要とされています。

図36 保育士有資格者の就業状況

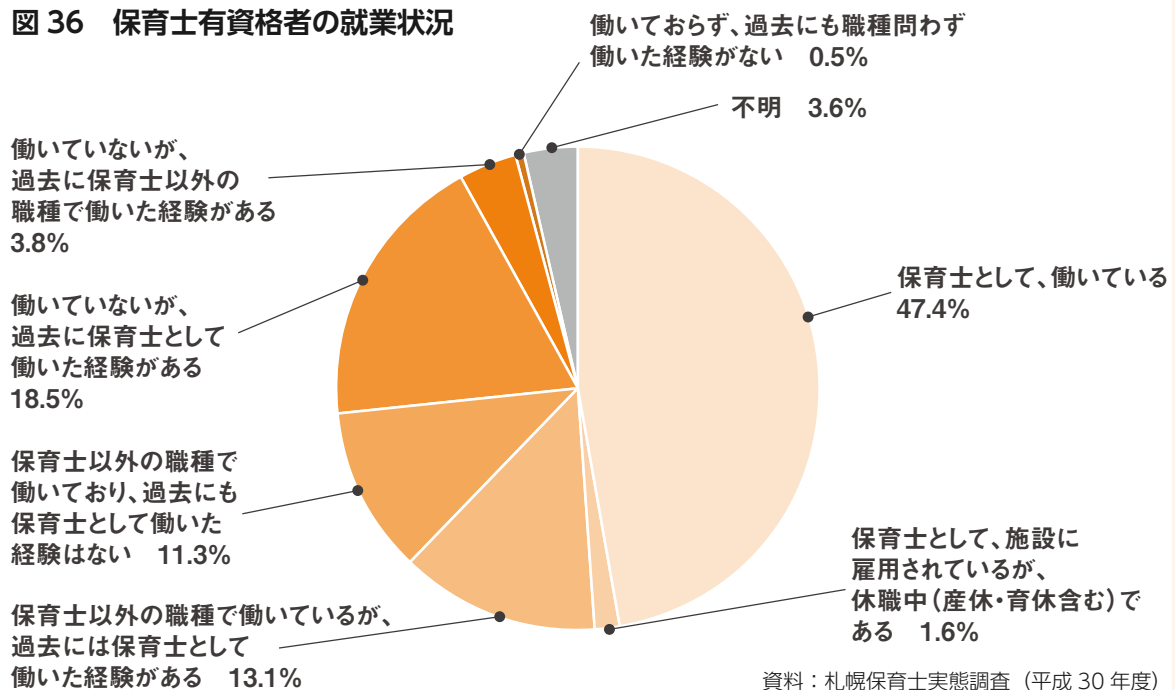
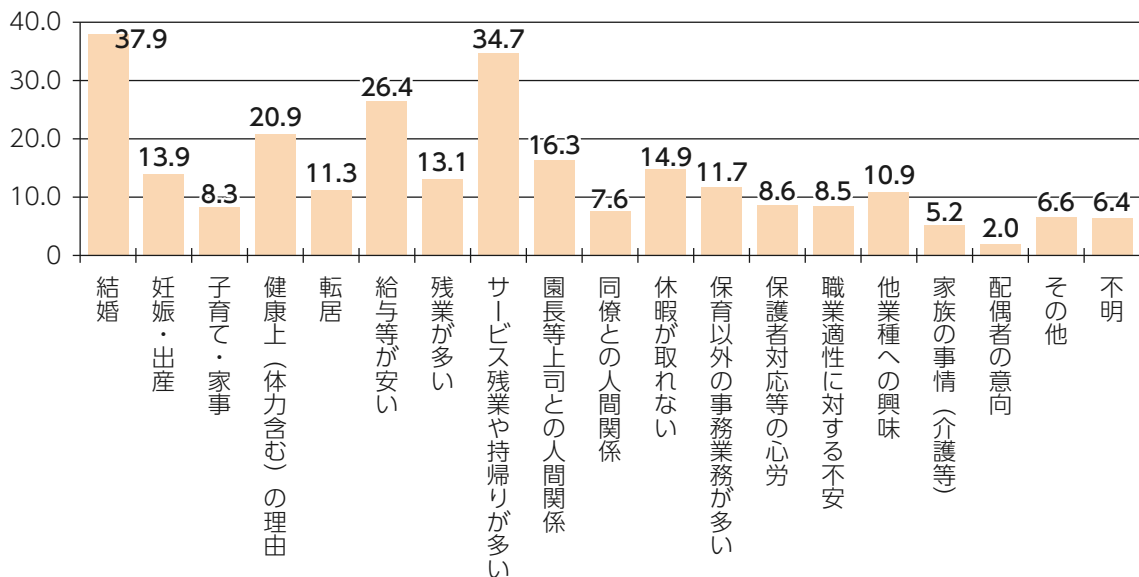


図37 保育士有資格者の退職理由



基本施策 2 社会全体での子育て支援の充実

<施策の方向性>

ニーズ調査の結果、子育てへの負担や不安を抱えている方や頼れる人がいないという方が一定数いるという現状にあって、子育てにおける心理的負担を軽減させる取組が必要です。

そのために、子育て中の親子が気軽に集い、自由に交流や情報交換ができる場である「子育てサロン」の取組を継続し、子育ての不安や悩みを相談できる場所としての機能強化を進めていくほか、子育て支援情報の効果的な発信、安心して暮らせる環境の充実に努めていきます。

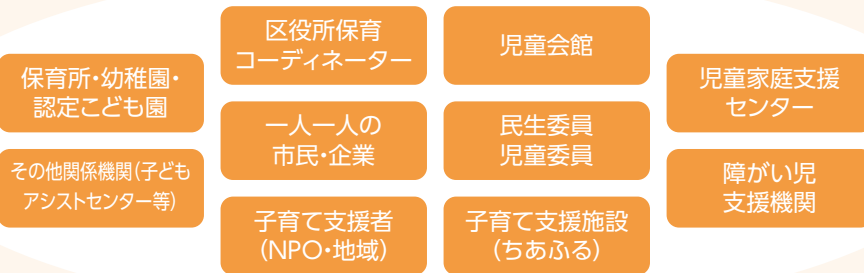
また、夫婦で家事や育児を分担するような環境づくりのため、父親の積極的な子育てを推進する取組や、仕事と子育ての両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の推進に向けた企業への働きかけなどを進めていきます。

連携を検討すべき地域資源の例

【想定する範囲】

- 市区圏域を中心に、事案に応じ住民に身近な小圏域

子育て支援の様々な場面において、保護者のストレスや悩みをいち早くキャッチし、地域資源を活用し、支援につなげることが可能となります。ここでは、活用可能な地域資源の一例を掲載します。



<主な事業・取組>

■子育て家庭に対する支援の充実

ニーズ調査の結果を踏まえ、父親の積極的な子育てを推進するほか、「さっぽろ子育て情報サイト⁵⁵」の機能拡充など、全市・区・地域の様々な場面で子育て支援の取組を進めていきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子育て支援総合センター事業	全市の子育て支援事業の拠点として、関係機関とのネットワークづくりを進めるとともに、子育て相談、交流の場の提供、講座の開催、ボランティア育成など全市の子育て家庭を対象とした事業を実施します。	子)子育て支援部
区保育・子育て支援センター ⁵⁶ (ちあふる)整備・運営事業 (基本目標3-施策3にも掲載)	区における子育て支援の拠点となる区保育・子育て支援センター(ちあふる)を運営するほか、計画期間に、中央区の整備・西区の建替整備を実施します。	子)子育て支援部

⁵⁵ 【さっぽろ子育て情報サイト】子育て家庭が必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを利用できるよう、妊娠から主に未就学の児童に関する情報に特化したウェブサイト。

⁵⁶ 【区保育・子育て支援センター】保育機能に加えて、子育てサロンを始めとする様々な子育てに関するサービスを提供する施設。愛称・ちあふる。

地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン) (基本目標 3- 施策 3 にも掲載)	子育て家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める地域主体の子育てサロンや、児童会館や NPO などの活動拠点における常設の子育てサロンの運営を支援します。	子) 子育て支援部
地域子育て支援事業 (情報発信等)	さっぽろ子育て情報サイトやアプリのコンテンツ機能の充実を図り、子育て家庭が必要な情報を入手し、自分に合ったサービスを利用できるよう、積極的な情報発信を行います。	子) 子育て支援部
父親による子育て推進事業	父親の積極的な子育てを推進するために、父親の子育てに関する意識改革・啓発や子育てに取り組む意欲を向上させるための情報発信等を行います。	子) 子育て支援部
さっぽろ親子絵本ふれあい事業	乳幼児が絵本にふれることの大切さを子育て家庭に伝えるとともに、絵本を通じて親と子がふれあうひとときをもつきっかけを作ることを目的に 10 か月健診で絵本の読み聞かせ及び絵本の配布を行います。	子) 子育て支援部
保育ニーズコーディネーター事業	各区役所(健康・子ども課)に配置された保育コーディネーター ⁵⁷ が多様な保育サービスの情報提供・相談等を行います。	子) 子育て支援部
家庭教育支援の充実 (基本目標 3- 施策 1 にも掲載)	園・学校単位で保護者等が自主的に学び合う「家庭教育学級」を推進します。また、仕事を持つ保護者等が参加しやすいように工夫して「親育ち応援団講演会」を開催するとともに、家庭教育に関する情報発信を充実させ、意識啓発を図ります。	教) 生涯学習部
幼児期の教育に関する保護者等への支援	市立幼稚園等において、幼児やその保護者等を対象に活動体験や子育てに関する講座などを実施します。	教) 学校教育部

■子育て家庭が安心して暮らしやすい環境の充実

育児不安や子どもの障がい、さらには言語の問題等、育児に悩み、不安を抱える保護者が、安心して相談ができ、暮らせる環境づくりを進めるため、各区役所や地域における相談機能を拡充します。加えて、子育てに適した生活空間の整備を図るため、引き続き、子育て支援世帯を対象とした住宅提供を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
各区子育て世代包括支援センター機能の強化 (基本目標 1- 施策 3、基本目標 2- 施策 3、基本目標 4- 施策 1 にも掲載)	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	保)保健所
各区子ども家庭総合支援拠点機能の整備 (基本目標 1- 施策 4、基本目標 4- 施策 1 にも掲載)	各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」の機能を整備し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。	子)児童相談所
児童家庭支援センター運営事業 (基本目標 3- 施策 3 にも掲載)	子育てに関する相談を始め、地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、児童相談所などの関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。	子)児童相談所
サポートファイルさっぽろ	お子さん本人、保護者、関係機関が情報を共有して連携し、ライフステージに応じて一貫した支援がされるよう、本人の特徴や生育歴等を記録する札幌市版個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ」の活用を推進します。	保)障がい保健福祉部
多文化共生推進事業 (基本目標 1- 施策 4、基本目標 4- 施策 5 にも掲載)	外国人も日本人も誰もが安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向け、外国人の孤立化防止と暮らしの不便不安を解消するための支援や仕組みづくりを進めるとともに、市民の異文化理解と国際理解を促進します。	総)国際部
消費者行政活性化事業	子育てサロンなどにおいて製品事故防止講座や絵本読み聞かせを実施し、子どもとその保護者を対象とした消費者教育の推進を図ります。	市)市民生活部
子育て支援住宅の供給	小学校就学前の子がいる世帯を対象に子育て支援住宅 ⁵⁸ (東雁来団地)の入居者を募集します。	都)市街地整備部

⁵⁸ 【子育て支援住宅】小学校就学前の子がいる世帯を対象とした市営住宅。同居している最年少の子どもが中学校を卒業する年度末までの期限付き入居。その他、市営住宅の申込資格を満たしていることが必要。

■ワーク・ライフ・バランスの推進

就労する女性が増加する中、男女とも働きながら子育てしやすい環境づくりに向けて、育児休業等の取得者が生じた場合の認証企業に対する助成メニューを拡充するほか、子育て中の女性など再就職に不安や悩みを持っている方の就職支援を継続して行います。

事業・取組名	事業内容	担当部
男女が共に活躍できる職場づくり応援事業	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に積極的に取り組む企業を「札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業」として認証します。また、企業向けセミナーの開催や推進アドバイザーの派遣などにより、企業の取組を支援します。	市)男女共同参画室
育児休業等取得助成事業	企業に対する育児休業等の助成事業として、新たに男性の育児休業取得や、子の看護休暇の取得への助成を行うなど、働きやすい職場環境整備のための支援を行います。	子)子ども育成部
さっぽろ女性活躍・働き方改革応援事業	女性が働きやすい環境づくりに係る課題の解決に向け、官民が連携し、立場の異なる多様な市民が参加するフォーラムを開催するなど、社会の意識醸成に取り組めます。	市)男女共同参画室
女性活躍に向けた働き方改革サポート事業	企業向けに女性が活躍しやすい環境整備に関するセミナーを開催するとともに、働き方改革事例集を作成し、企業へ波及・浸透させることで女性が働きやすい環境づくりを支援します。	経)雇用推進部
女性の多様な働き方支援窓口運営事業	子育てと仕事の両立に不安を感じて就職活動を始めることができずにいる女性や、出産後も働き続けたいと希望する女性に対し、キャリアカウンセラーによる支援を行います。	経)雇用推進部
テレワーク ⁵⁹ ・業務管理システム普及促進事業	市内中小企業等を対象に、テレワーク導入や業務管理システム導入への補助を実施し、従業員のワーク・ライフ・バランスの向上を目指します。	経)雇用推進部

基本施策3 妊娠期からの切れ目のない支援の充実

<施策の方向性>

子どもを安心して生み、育てるためには、妊娠期から出産・育児までの切れ目のない支援が重要です。各区保健センターは、妊娠届出時の母子健康手帳の交付や乳児家庭全戸訪問、乳幼児健診等で、母子と接し、子どもの成長や発達を確認できる身近な相談支援拠点と位置付けられることから、今後も保健、医療、福祉の連携を進め、母子保健法に基づく「子育て世代包括支援センター」としての機能を強化させていくことが必要です。

とりわけ、若年や経済的問題、心身の不調を抱えている妊婦については、医療機関などの関係機関や地域との連携により、早期に把握し、支援を開始できるよう相談支援体制の充実を図ることが重要です。

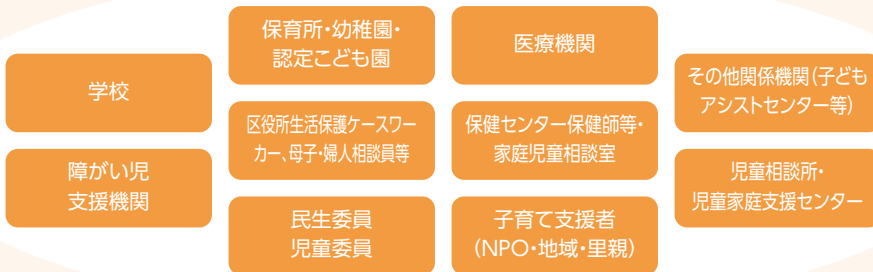
さらに、将来子どもを生み育てる世代となる思春期の子どもたちに対し、豊かな親性の醸成を図るため、正しい知識の普及啓発を進めます。

連携を検討すべき地域資源の例

【想定する範囲】

●市区圏域を中心に、事案に応じ住民に身近な小圏域

虐待死の多くは乳児期(0歳児)であり、望まない妊娠や若年妊婦などリスクを抱えた妊娠の結果であることが多いため、リスクを有している妊婦を早期に把握し継続的に支援することが必要です。そのため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関や地域資源の連携が極めて重要になります。



<主な事業・取組>

■安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備

安心して子どもを生み育てることができるよう、また、児童虐待を未然に防ぐことができるよう、妊娠期から出産・育児まで一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。また、不妊・不育に悩む夫婦への支援体制の充実を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
各区子育て世代包括支援センター機能の強化 (基本目標1-施策3、基本目標2-施策2、基本目標4-施策1にも掲載)	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	保)保健所

妊婦一般健康診査	安全な出産のため、妊婦健康診査 14回分の費用を一部助成します。	保)保健所
妊婦支援相談事業 (基本目標 1- 施策 3、基本目標 1- 施策 4 にも掲載)	保健センターにおいて、母子健康手帳交付時に保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、家庭訪問等により継続的に支援します。	保)保健所
初妊婦訪問事業 (基本目標 1- 施策 3、基本目標 1- 施策 4 にも掲載)	初妊婦を訪問し、妊娠・出産・育児に関する不安や悩みの相談に応じるとともに、子育て情報などの提供を行います。	保)保健所
産後ケア事業 (基本目標 1- 施策 3 にも掲載)	家族等から十分な援助が受けられず、かつ、心身の不調又は育児不安等がある産婦に対し、助産所において心身の休養の機会を提供し育児に関する助言指導等を行います。	保)保健所
母子保健訪問指導事業 (乳児家庭全戸訪問事業) (基本目標 1- 施策 4 にも掲載)	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供を行うほか、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行い、養育についての相談に応じ助言等支援を行います。	保)保健所
保健と医療が連携した育児支援ネットワーク事業 (基本目標 1- 施策 4 にも掲載)	支援が必要な妊婦及び親子を早期に把握し、医療機関と保健センター等が連携して育児を継続していくことができるよう支援するネットワークを整備します。	保)保健所
不妊治療支援事業	医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精・顕微授精)の費用の一部を助成します。また、専門知識をもつ医師、カウンセラーによる不妊専門相談を実施し、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図ります。	保)保健所
不育症治療費助成事業	妊娠しても流産や死産を繰り返し、不育症と診断されたご夫婦の経済的・精神的負担軽減を図るため、不育症の検査及び治療にかかる費用の一部を助成します。	保)保健所
産婦人科救急コーディネート事業	市民からの夜間・早朝の産婦人科に関する相談を助産師等が受け付け、救急対応の必要性についての助言を行うとともに、高次の産婦人科医療が必要な場合には受診調整を行い、迅速かつ確実に受入先病院を決定します。	保)保健所

■健やかな子どもの成長・思春期の健康づくりへの支援

乳幼児健診の実施や関係機関との連携などにより、発達に心配のある子どもや病気が気になる子どもを早期に発見するとともに支援体制の強化を図るほか、発達段階に応じた食育を推進します。また、次代を担う若い世代に正しい知識を普及し、自分自身と交際相手・パートナーの心と体を大切にする思春期保健の推進を図り、豊かな親性の醸成に努めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
母子関連マスキリーニング ⁶⁰ 事業	母子の病気の早期発見・治療により、心身障がいの発生を防止することを目的として、妊婦を対象とした「妊婦甲状腺機能検査」、新生児を対象にした「新生児マスキリーニング」、生後1か月児を対象とした「胆道閉鎖症検査」を実施します。	保) 衛生研究所
乳幼児健康診査 (基本目標 1- 施策 3 にも掲載)	区保健センターにおいて4か月児、10か月児(再来)、1歳6か月児、3歳児、5歳児に対する健康診査を実施し、疾病や障害の早期発見及び乳幼児の心身の健全な発育・発達を促すとともに、親の育児不安の軽減を図ります。	保) 保健所
5歳児健康診査、発達相談	3歳児健診以降保育園や幼稚園等の集団生活の経験により顕在化する発達障がいを発見し、早期支援を開始するため、5歳児を対象とした健康診査及び発達相談を実施し、子どもの健やかな発育発達を支援します。	保) 保健所
赤ちゃんのみみのきこえ支援事業	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関における新生児聴覚検査の一部公費負担を導入することにより経済的負担の軽減を図るとともに、適切な療育につながるよう医療機関等とのネットワークを構築します。	保) 保健所
おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成事業	1歳～2歳の小児に対するおたふくかぜワクチン予防接種の費用を助成します。	保) 保健所
思春期ヘルスケア事業	学校教育と連携して、小・中・高校生を対象に、保健センターの専門職が性に関する健康教育を行い豊かな親性の醸成を図ります。	保) 保健所
若者の性に関する知識の普及啓発事業	医療機関等との連携により、人工妊娠中絶経験者・性感染症罹患者を含め、若い世代に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、相談体制を整備します。	保) 保健所
思春期特定相談事業	不登校・ひきこもり・精神不安定・対人不安など心の問題で困っている思春期年齢の青少年や家族、関係機関の職員からの個別の相談に応じ、思春期における心の健康づくりを支援します。	保) 精神保健福祉センター
食育推進事業	札幌市健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」及び「札幌市食育推進計画」に基づき、市民や企業、関係団体等と連携し、野菜摂取などの取組を通して、健康寿命の延伸に向けた食育推進事業を実施します。	保) 保健所
食に関する指導の推進	地産地消や「さっぽろ学校給食フードリサイクル」の取組を生かしながら、給食時間及び教科等を通じて、食に関する指導を効果的に行います。また、食育に関する家庭への啓発を実施します。	教) 生涯学習部

⁶⁰ 【マスキリーニング】健康な人も含めた集団から、先天性の病気などを早期発見・早期治療することで、障がいの原因となる病気の発症を未然に防ぐ目的で行う検査。

基本施策 4 経済的支援の充実

<施策の方向性>

ニーズ調査の結果、子育ての負担や不安を要因として、保育所や幼稚園にかかる費用や医療費の負担軽減といった経済的な支援の充実を求める声が多数寄せられています。令和元年(2019年)10月からは、国による幼児教育・保育の無償化⁶¹制度が始まったほか、市では医療費助成制度の拡充を始め、様々な経済的支援メニューがあることから、市民にこれらを分かりやすく提示することで、ニーズに応えていきます。

具体的な事業・取組としては、国による幼児教育・保育の無償化の対象外となっている3歳未満の児童について、保育料軽減措置の対象範囲を拡大して引き続き実施するほか、市の取組として子ども医療費助成の拡充や奨学金の年間支給決定者数の拡大等を通して、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子ども医療費助成の拡充	子育て支援環境の充実を図るため「通院」の助成対象について、令和3年度(2021年度)までに、新たに小学校6年生までを対象に加えます。	保)保険医療部
子ども・子育て支援新制度における利用者負担額の軽減	子ども・子育て支援新制度における特定教育・保育施設等の利用者負担額を国が政令で定める額より低額に設定することにより、子育て家庭の負担軽減を図ります。	子)子育て支援部
3歳未満児の第2子以降の保育料を無償化	幼児教育・保育の無償化の対象外となっている3歳未満の児童について、就学前児童でかつ認可施設等を利用している児童を上から数え、2人目の保育料を無償化し、新たに年収約640万円未満の世帯については、上の子の年齢や施設の利用の有無にかかわらず世帯の2人目以降の保育料を無償化し、子育て世代の経済的負担を軽減します。	子)子育て支援部
児童手当の支給	子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給します。	子)子育て支援部
児童扶養手当の支給 (基本目標4-施策4にも掲載)	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	子)子育て支援部
札幌市奨学金支給事業	意欲や能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学困難な学生又は生徒に対し、返還義務のない奨学金の支給決定者数を拡大します。	教)学校教育部
札幌市特別奨学金の支給	生活が困難になっている世帯の経済的自立を図るため、その世帯の生徒が技能習得を目的とした高等学校等に通う場合に、返還義務のない奨学金を支給します。	子)子育て支援部

⁶¹ 【幼児教育・保育の無償化】令和元年(2019年)10月から開始された、3～5歳児クラス及び住民税非課税世帯の0～2歳児クラスの幼稚園、保育所・認定こども園等の利用料が無償になる制度。

就学援助	経済的理由により就学困難な小・中学生がいる世帯に対し、その世帯の収入に応じて学用品費、修学旅行費、給食費など学校教育に係る費用の一部を助成します。	教) 学校教育部
実費徴収に係る補足給付事業	生活保護受給世帯等に対し、保育所や幼稚園等に支払う給食費や教材費等の費用について、実費徴収額の一部を補助します。	子) 子育て支援部
助産施設における助産の実施	経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦から申込みがあった場合に、助産施設においてその妊産婦に対する助産を実施します。	子) 子育て支援部
私学助成	私立学校教育の振興を図るため、私立の幼稚園・小中学校・高等学校に対して教材教具の購入費等に係る経費の補助を行います。	子) 子ども育成部 子) 子育て支援部
小・中学生の遠距離通学に係る定期料金の助成	通学区域設定等の関係からやむを得ずバス等の公共交通機関を利用して小・中学校へ通学する児童生徒の保護者に対し、通学定期料金の全額を助成します。	教) 学校教育部
高等学校等生徒の通学に係る交通費の助成	札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校等に通う生徒に対し、通学に要する交通費のうち基準額を超える額の1/2を助成します。	教) 学校教育部
市営交通における同伴幼児の無料人数拡大	子育て世帯が市営交通を利用する機会を増やすとともに、子育てしやすい環境づくりに寄与するため、保護者1人につき無料で乗車できる幼児の人数を増やす見直しを行い、令和2年度(2020年度)中に実施します。	交) 事業管理部

基本目標3 子どもと若者の成長と自立を支える環境の充実

<現状と課題>

子どもの豊かな成長にとって、普段の生活の中で、自分が受け止められ、安心して過ごすことができ、様々な活動を通して人間関係を構築できる環境が大切です。しかし、近年、遊び場の減少、共働き世帯の増加、さらには地域における人間関係の希薄化など、社会環境の変化が、子どもの過ごす環境に大きな影響を与えています。札幌市では、このような社会環境の変化の中にあっても、学校教育や、学校以外での居場所、体験を通して、子どもが多様な学びと交流の機会を持ち、健やかに成長していくことができるような取組を進めてきました。

学校教育では、「自ら学び、共に生きる力を培う学びの推進」のため、子どもが主体的に学ぶことができるよう課題探究的な学習⁶²の推進や、子どもが自分の将来に希望を持ち、自分らしい生き方を実現できるような進路探究学習の充実を図ったほか、子ども同士の関わりの中で共に生きる喜びを実感できるような取組を推進してきました。

一方、運動する子どもとしない子どもの二極化への対応や不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援、学校と家庭・地域が一体となって子どもを育てる仕組みづくりなどを更に進めていく必要があります。

放課後の居場所では、特認校を除く全小学校区に児童会館又はミニ児童会館を整備し、児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるような環境を整えてきました。

一方、近年の共働き世帯の増加に伴い、児童会館への登録児童数が増加しており、施設の狭隘化、過密化という課題も生じています。平成30年度(2018年度)に実施した「就学前児童のいる世帯を対象としたニーズ調査」においても、平成25年度(2013年度)に実施した調査結果から、特に低学年において、放課後児童クラブを利用したいという回答が増加(p.14)しており、今後ますます増加する利用ニーズに対応するため、今後も量、質ともに拡充を図っていく必要があります。

地域は、子どもにとって身近で大切な遊びや学びの生活の場ですが、安全に安心して過ごせる環境であることが重要です。札幌市では、子どもを不審者から守るための活動や、非行防止を含めた子どもの健全育成に関する取組などを、町内会や青少年育成委員、民生委員・児童委員、PTAなどの関係団体が中心となり実施しています。一方、平成30年度(2018年度)に実施した子どもの実態・意識調査においては、自然・文化・スポーツ体験は比較的あるが、社会体験や地域の交流があまりなく、今後もっと必要との傾向が出ています(p.24)。近年、現状の活動に加え、子ども食堂や学習支援など、地域において子どもが安心して過ごせる様々な居場所づくりの取組が広まってきています。これらの活動が一体となって、子ども達の成長を地域で見守ることができる取組を進めていく必要があります。

若者支援については、平成21年(2009年)に「札幌市若者支援基本構想⁶³」を策定し、「社会的

62 【課題探究的な学習】自ら疑問や課題をもち、主体的に解決する学習。

63 【札幌市若者支援基本構想】「明日の社会を担う若者の社会的自立の実現」を施策の目標をとして、若者が夢を語り、次代を担っていけるような新しい施策の枠組みを構築し、若者の社会参加と自立を支援するための構想。平成22年度から令和元年度までが取組期間。

セーフティネット⁶⁴】「若者同士の交流、仲間づくり」「社会参画」の3つの視点を柱として、平成22年(2010年)4月には、「若者支援総合センター」及び「若者活動センター」からなる若者支援施設を設置するとともに、子ども・若者の支援に関わる行政機関や民間団体等のネットワークである「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」を運営するなど、若者支援に向けた取組を進めてきました。

若者が社会を形成する主体として自立していくためには、今後もすべての若者に対して交流の促進や社会参加の機会を提供していく必要があります。一方で、平成30年度(2018年度)に実施した「市民の生活等に関する調査(ひきこもりに関する実態調査)」の調査結果から、ひきこもりの若者(15歳～39歳)は6,604人存在するとの推計もあることから(p.15)、ひきこもりやニート⁶⁵など社会的自立に困難を抱える若者に対しては切れ目のない伴走型の支援⁶⁶を行う環境を整えていく必要があります。

基本施策1 充実した学校教育等の推進

<施策の方向性>

平成31年(2019年)2月に策定した「札幌市教育振興基本計画<改定版>」では、札幌市の教育が目指す人間像「自立した札幌人⁶⁷」の実現に向け、自ら生きていく中で学びを主体的に捉えることができるよう、学校教育の段階から、連続した学びの体制を整備するとともに、子ども一人一人の心身の発達の段階と学校や地域の実態を踏まえ、札幌の自然や社会、文化等の豊かな環境を生かしながら、「学ぶ力-知-」、「豊かな心-徳-」、「健やかな体-体-」の調和のとれた「生きる力」を育てていくこととしています。

また、こうした学びの推進に当たっては、経済的理由や地理的・時間的条件にかかわらず、安心して様々な学びにつながるができるよう、学びの場と機会を保障することが必要不可欠であるとしています。

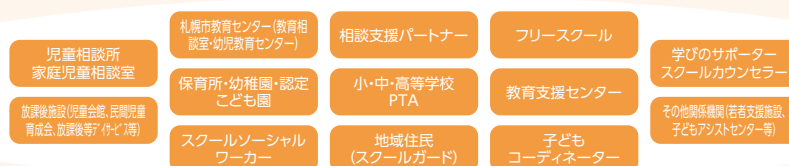
本計画においては、これら教育振興基本計画で示された施策のうち、就学前教育、義務教育、高等学校教育に係る対象者に関わる主な事業を掲載するものです。

連携を検討すべき地域資源の例

【想定する圏域範囲】

●住民に身近な小圏域

学校現場だけでは対応に苦慮する事例において、地域資源や関係機関とのネットワークを活用し、必要な支援につなげることが可能となります。ここでは、活用可能な地域資源の一例を掲載します。



64 【セーフティネット】「安全網」と訳され、網の目のように救済策を張ることで全体に対して安全や安心を提供するための仕組みのこと。

65 【ニート】仕事に就いておらず、就職活動もしていない若者のうち、家事も通学もしていない人。

66 【伴走型の支援】支援者がマンツーマンで対象者を担当し、社会適応のプロセスを支援するという支援モデル。

67 【自立した札幌人】札幌市教育振興基本計画で掲げる札幌市の教育が目指す人間像。「未来に向かって、創造的に考え、主体的に行動する人」、「心豊かで、自他を尊重し、共に高め合い、支え合う人」、「ふるさと札幌を心にもち、国際的な視野で学び続ける人」を意味する。

<主な事業・取組>

■幼児期の教育の充実

幼稚園、認定こども園、保育所等の関係機関が連携し、幼児期の子どもに「健やかな体」、
「豊かな心」、「学ぶ力」など、「生きる力」の基礎を育みます。

事業・取組名	事業内容	担当部
幼児教育の質的向上を図るための研修の充実 (基本目標 2- 施策 1 にも掲載)	大学等と連携して幼稚園教諭や保育士等の専門性や指導力を高めるための研修を実施するほか、私立幼稚園等のニーズに応じた出前講座などを実施します。	教) 学校教育部
市立幼稚園等における実践研究の推進 (基本目標 2- 施策 1 にも掲載)	幼児期の質の高い教育を推進するため、市立幼稚園等において、大学や私立幼稚園等と連携した実践研究に取り組みます。また、その成果について、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所等への普及・啓発を図ります。	教) 学校教育部
幼保小連携の推進 (基本目標 2- 施策 1, 基本目標 4- 施策 2 にも掲載)	幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携当事者が一堂に会する「幼保小連携推進協議会」を市・区単位で開きます。区単位の協議会においては、各園・学校の教育課程の作成等に生かすことができるよう、幼児期から児童期にかけての学びの一貫性・連続性を意識した教育課程の在り方等に関する研修を充実させます。また、特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを行います。	教) 学校教育部
市立幼稚園預かり保育事業 (基本目標 2- 施策 1 にも掲載)	市立幼稚園において、就労など様々な家庭の状況に対応した預かり保育を実施し、保育内容を含め、園と保護者が連携したよりよい子育ての在り方について研究し、その成果を幼児教育施設や保護者に発信します。	教) 学校教育部

■充実した学校教育等の推進

義務教育段階での自ら学ぶ喜びを実感できる取組を推進するとともに、他者との関係性の中で共に生きる喜びを実感できる学習活動を推進します。また、子どもの教育に関し、親等が家庭で子どもに対して行う家庭教育を推進し、親の育ちを支えるとともに、学校と家庭、地域が連携して子どもの望ましい習慣づくりを推進します。

事業・取組名	事業内容	担当部
「さっぽろっ子『学ぶ力』の育成プラン」の推進	各学校がそれぞれの実情に応じたプログラムを作成・実行し、分かる・できる・楽しい授業の推進を図ります。また、子どもの望ましい習慣づくりを推進するため、「さっぽろっ子『学び』のススメ」を活用しながら、家庭や地域との連携を一層深めます。	教) 学校教育部

課題探究的な学習に係るモデル研究の推進	市立札幌開成中等教育学校における課題探究的な学習モデルについて、すべての市立学校で活用できるような取組を進めます。	教) 学校教育部
札幌らしさを生かした学習活動の推進	「雪」「環境」「読書」の三つのテーマを中核とした「札幌らしい特色ある学校教育」を各園、学校で推進し、札幌のまちに根差した豊かな人間性や創造力、情操を育みます。	教) 学校教育部
「算数にこころプロジェクト」の推進	課題探究的な学習の充実の一環として、小学校高学年の算数を対象に、25人程度の少人数による指導を行うことで、学習への意欲や論理的思考力を高めます。	教) 学校教育部
外国語指導助手(ALT) ⁶⁸ の活用	外国語教育における児童生徒のコミュニケーション能力の育成と国際理解教育の一層の充実を図るため、市立小・中・高等学校などに外国語指導助手(A L T)を増員配置します。	教) 学校教育部
子どもの体力・運動能力向上事業	子どもの体力・運動能力を向上させるために、子どもの運動・スポーツ機会の一層の充実を図ります。	教) 学校教育部
民族・人権教育の推進 (基本目標 1- 施策 1、基本目標 1- 施策 4、基本目標 4- 施策 5 にも掲載)	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践研究を行い、その成果を普及・啓発します。	教) 学校教育部
進路探究学習オリエンテーリング事業	希望する中学生を対象として、夏季休業期間等に市内及び近郊の各種学校・専修学校において様々な職業体験を実施します。	教) 学校教育部
小中連携・一貫教育推進事業	すべての市立小中学校において、義務教育9年間を見通した小中一貫した系統的な教育を進めることにより、義務教育の終わりまでに育成を目指す児童生徒の資質・能力を育みます。また、より高い効果が期待できる地域において、小中一貫校の設置を検討します。	教) 学校教育部
高校改革支援事業	少子化による高校進学者数の減少を踏まえて市立高校の在り方を検討するとともに、各校の特色を生かした教育内容の充実を図ります。	教) 学校教育部
教育の情報化推進事業	急速な情報化・グローバル化への対応と子どもたちの学力の一層の向上を目指し、ICT ⁶⁹ を活用した授業を日常的に実施できるよう、タブレット端末 ⁷⁰ 等の機器や教材の整備と授業での効果的な活用に向けた取組を行います。	教) 生涯学習部
部活動における外部人材の活用事業	各中学校における部活動の振興のため、部の運営を単独で行うことができる「部活動指導員」や、顧問教諭が不在でも単独で技術指導ができる「特別外部指導者」を派遣します。	教) 学校教育部

⁶⁸ 【外国語指導助手 (ALT)】 アシスタント・ランゲージ・ティーチャーの略。小学校における外国語活動や授業及び中学校・高等学校における外国語の授業において、日本人教師の補助を行う外国人。

⁶⁹ 【ICT】 Information and Communication Technology (インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー) の略。情報や通信に関連する科学技術の総称。IT (インフォメーション・テクノロジー：情報通信技術) もほぼ同義として用いられる。

⁷⁰ 【タブレット端末】 コンピュータの種類の一つで、タブレット (平板) 型でキーボードは付いておらず、液晶の画面に指先をあてながら操作することができる端末。ノートパソコンより小さくて軽く片手で持ちながら利用できる。着脱式のキーボードを付けることができるタイプのものもある。

少人数学級の拡大	一層きめ細かな教育を実現するため、35人学級の小学3・4年生への拡大など、少人数教育の充実を検討します。	教) 学校教育部
家庭教育支援の充実 (基本目標 2- 施策 2 にも掲載)	園・学校単位で保護者等が自主的に学び合う「家庭教育学級」を推進します。また、仕事を持つ保護者等が参加しやすいように工夫して「親育ち応援団講演会」を開催するとともに、家庭教育に関する情報発信を充実させ、意識啓発を図ります。	教) 生涯学習部
スクールソーシャルワーカー活用事業 (基本目標 1- 施策 3 にも掲載)	スクールソーシャルワーカーが、児童生徒を取り巻く環境(家庭、学校等)に働きかけたり、関係機関等と連携したりするなどして、いじめや不登校、暴力行為、児童虐待などの解決に向けた支援を行います。	教) 学校教育部

基本施策 2 放課後の子どもの遊び場・生活の場の提供

<施策の方向性>

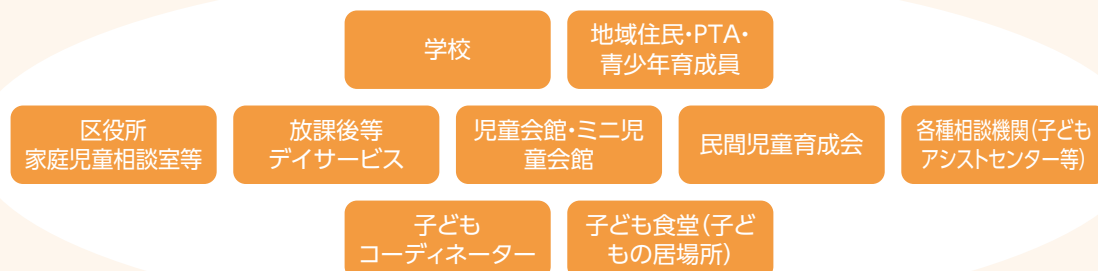
子どもの健全な育成のためには、子どもが安心して生活し、遊ぶことができる放課後の居場所づくりが重要となります。札幌市では、特認校を除くすべての小学校区に児童会館やミニ児童会館を整備し、放課後の子どもの居場所として放課後児童クラブを実施してきましたが、近年、就労世帯の増加に伴い、放課後児童クラブのニーズが増大しており、児童会館の過密化解消や利便性の向上を図るほか、児童会館の機能の充実を図るために、学校を中心とした地域コミュニティ機能を持った新型児童会館の整備を進めていきます。また、すべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する放課後子ども教室を、放課後児童クラブと併せて、児童会館、ミニ児童会館において実施しています。

なお、本基本施策は、国が示す「新・放課後子ども総合プラン⁷¹」の自治体計画の位置付けを担っています。

連携を検討すべき地域資源の例

【想定する圏域範囲】
●住民に身近な小圏域

放課後の生活の場において、困りごとや悩みを抱える子ども・子育て家庭について、地域資源や関係機関とのネットワークを活用し、必要な支援につなげることが可能となります。ここでは、活用可能な地域資源の一例を掲載します。



⁷¹【新・放課後子ども総合プラン】国において、共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、すべての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進することを目的として策定した放課後児童対策のプラン。

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
放課後児童クラブの過密化の解消	放課後児童クラブにおいて、活動スペースの拡張や小学校の余裕教室の活用等により過密化の解消を図ります。	子)子ども育成部
児童会館等再整備事業	小学校やまちづくりセンターと複合化した新型児童会館の整備、旧耐震基準で整備された児童会館の改築及び児童会館等における防災機能の確保など、児童会館等を取り巻く環境整備を行います。	子)子ども育成部
民間児童育成会 ⁷² への支援事業	「札幌市放課後児童健全育成事業実施要綱」に基づき登録した民間児童育成会に対し、登録児童数等に応じた助成金を交付し、運営を支援します。	子)子ども育成部
児童会館・ミニ児童会館事業	児童の文化的素養等を培うため、児童・父母が共に参加できる親子工作会、スポーツ大会などの各種つどいやクラブ・サークル活動、野外活動、自主活動などを行います。児童クラブに登録している子どもも一般利用の子どもも分け隔てなく、積極的な交流を通じて、健全育成を図ります。	子)子ども育成部
放課後児童クラブの質の確保	放課後児童クラブの設備・運営の基準に関する条例に基づき、登録児童数等を考慮した従業者の配置(児童おおむね40人に対し従業者2人以上)を行っています。国の基準は、従うべき基準から参酌すべき基準とされましたが、今後も同基準を維持し、継続して質の確保に取り組むと共に、従事する者の処遇改善など、国に対して要望を行います。	子)子ども育成部
放課後子ども館及び放課後子ども教室運営事業	児童会館やミニ児童会館を利用しづらい地域において、地域住民や保護者等が運営する「放課後子ども教室」を実施するほか、専用室が確保できるまでの暫定整備である「放課後子ども館」を実施します。	子)子ども育成部
児童クラブにおける昼食提供	児童クラブにおいて、夏休み等の長期休業期間の昼食提供を行います。	子)子ども育成部

⁷² 【民間児童育成会】放課後帰宅しても保護者が就労などにより家庭にいない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全育成を図る民間組織の総称。

POINT 新・放課後子ども総合プランに基づく取組内容

国が示す、新・放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室との一体型の推進や学校施設の効果的な活用を図ります。

■プランに基づく取組内容 ※第5章に5年間の量の見込み、確保方策を記載

・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の年度ごとの目標整備量

特認校を除く1小学校区に1か所、放課後児童クラブの整備を進め、すでに整備が完了している。今後は、小学校の改築に併せて小学校に併設する児童会館を整備し、同一の小学校内等で放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施する一体型⁷³の推進を図っていく。

表 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の年度ごとの目標整備量 (箇所)

	放課後子ども 教室分類	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
児童会館 (単館)	連携型 ⁷⁴	98	95	94	93	90
児童会館 (学校併設型)	一体型	10	14	15	18	21
ミニ児童会館		92	90	90	88	88
計		200	199	199	199	199

※供用開始年度で整備数を計上

・放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会との連携

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施場所について、利用児童の増加等による過密化の解消策として、教育委員会と連携の上、小学校の余裕教室や放課後一時的に使用しない特別教室等の活用を図っている。また、併せて、新型児童会館の整備に当たっても、学校整備に係る情報を共有しながら整備計画を策定している。

・特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

特別な配慮を要する児童については、放課後児童クラブ入会時に有識者による障がい児受入れ会議を実施し、留意事項や対応策等を検討した上で、受け入れている。

・放課後児童クラブの開所時間

学校授業日は放課後から19時まで、土曜日・長期休業日は8時から19時まで開所する。

73 【一体型】「放課後児童健全育成事業」と一体的に事業を行っているものをいう。

74 【連携型】「放課後児童健全育成事業」と連携して事業を行っているものをいう。

■プランに基づく取組内容

・放課後児童クラブの役割と育成支援内容の利用者や地域住民への周知

現在、小学校1～6年生の児童を受け入れており、集団遊び等の中で異年齢児等との関わりを通じた社会性の習得ができる。また、各児童会館及びミニ児童会館ごとに子ども運営委員会を組織し、児童が児童会館やミニ児童会館の運営について主体的・積極的に関わり、参加できる仕組みづくりを通じて、子ども達が社会の一員として意見を表明できる機会を増やし、地域への愛着やまちづくりに対する関心を育むことが可能となっている。

上記取組内容について、利用者向けには、児童会館内での掲示や利用児童保護者向け説明会を実施するとともに、地域住民向けには、児童会館等での運営内容等を説明し、意見交換を地域連絡会にて実施するなど、周知に努めていく。

基本施策3 地域における子どもの成長を支える環境づくり

<施策の方向性>

子どもの健やかな成長を支えるためには、社会全体で子どもを育てることが必要ですが、その中でも、子どもたちが安全・安心に暮らす居場所であり、大人と子どもが交流し、そして、子どもがスポーツ・文化活動などの多彩な活動を展開できる「地域」での多様な取組が必要です。

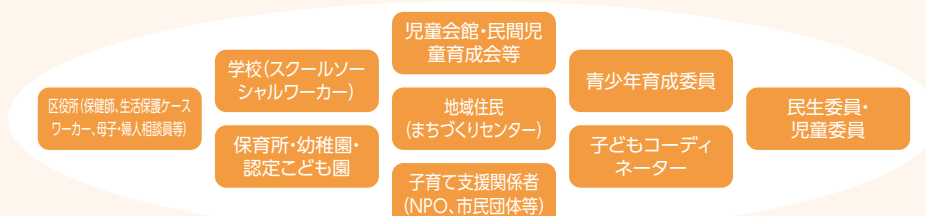
一方、子どもの実態・意識調査では、子どもの多世代交流や地域体験の機会が少なく、交流が乏しいとの認識が大人・子どもとも多くなっていること、さらに、困難を抱える子どもへの気づきや声かけ・見守り、地域の子どもの居場所について、子ども自身は、「今あまりないが、今後必要」と答えていることから、これらの環境を整備することで、地域ぐるみで子どもを育て、また子ども自身が自らの成長を実現できる場として居場所づくりを進めていくことが必要です。

また、地域は多様な連携機関で子どもを見守り、成長を支援していく実践の場でもあります。これらの連携機関が一体的な支援を行うことで、子どもが抱える悩みや虐待等重大な権利侵害を未然に防ぐことができるよう、地域単位での連携した取組を推進していきます。

連携を検討すべき地域資源の例

【想定する圏域範囲】
●住民に身近な小圏域

地域は、子どもの健やかな成長を育み、自主性・創造性・協調性を養う場として、また、子どもや子育て家庭の悩みや困りごとに対応する場として、重要な位置付けであり、様々な有用な資源が豊富に存在しています。ここでは、活用可能な地域資源の一例を掲載します。



<主な事業・取組>

■地域での子育て支援・虐待予防の推進

地域で子育て家庭を支え、子育てについての不安や負担の軽減を図る子育てサロンの取組を引き続き実施します。さらに、民生委員・児童委員との連携により、地域で子どもを見守り、虐待予防を支える環境づくりに努めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
地域子育て支援拠点事業 (子育てサロン) (基本目標 2- 施策 2 にも掲載)	子育て家庭が身近な場所で自由に集い交流を深める地域主体の子育てサロンや、児童会館やNPOなどの活動拠点における常設の子育てサロンの運営を支援します。	子) 子育て支援部
区保育・子育て支援センター(ちあふる)整備・運営事業 (基本目標 2- 施策 2 にも掲載)	区における子育て支援の拠点となる区保育・子育て支援センター(ちあふる)を運営するほか、計画期間に、中央区の整備・西区の建替整備を実施します。	子) 子育て支援部
児童虐待防止対策支援事業 (基本目標 1- 施策 4、基本目標 4- 施策 1 にも掲載)	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録を推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	子) 児童相談所
児童家庭支援センター運営事業 (基本目標 2- 施策 2 にも掲載)	子育てに関する相談を始め、地域の児童福祉に関する様々な相談に応じ、児童相談所などの関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。	子) 児童相談所
民生委員・児童委員活動の支援	地域の身近な相談役である民生委員・児童委員が行う活動の周知を図るとともに、いじめ、不登校問題の相談や虐待防止の早期発見・対応に向けて活動する主任児童委員との連携を進めます。	保) 総務部

■子どもの安全・安心を確保する地域づくり

地域における子どもの健全な育成に資するよう、地域における子どもの見守りのほか、犯罪防止、災害時の対応等、子どもの安全・安心を確保するための地域ぐるみの活動を推進していきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
少年健全育成推進事業 (青少年育成委員会) (基本目標 1- 施策 3 にも掲載)	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織(90地区・1,800人)し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。	子) 子ども育成部
少年育成指導員による指導・相談 (基本目標 1- 施策 3 にも掲載)	子どもの問題行動に早期に対応するため、繁華街や駅などを巡回して声かけを行い、子どもへの親身な指導、助言などを通して非行化の未然防止や、悩みごと等の相談アドバイスに努めます。	子) 子ども育成部

少年健全育成推進事業 (心豊かな青少年をはぐくむ札幌市民運動)	「健全育成」を重点とした市民運動の推進のため、「青少年を見守る店」の登録推進活動の展開や市内の全市立中学校に「中学校区青少年健全育成推進会」を組織し、各地域での啓発活動を展開します。	子)子ども育成部
犯罪のない安全で安心なまちづくり推進事業 (基本目標1-施策3にも掲載)	地域の家庭が登録し、子どもが事件に巻き込まれそうになったときなどに避難場所として駆け込み、助けを求める「子ども110番の家」等を行う団体に対して支援を行うことで、犯罪被害を最小限に止める体制づくりの充実を図ります。	市)地域振興部
安全で安心な公共空間整備促進事業	犯罪抑止や事件の早期解決のツールとして、近年全国的に設置が進んでいる防犯カメラについて、市内の公共空間に設置を行う地域への補助を実施することにより、安全で安心なまちづくりを促進します。	市)地域振興部
安全教育の充実	各園・学校・地域の実態に即した「学校安全計画」に基づき、実効性のある避難訓練を実施するとともに、子どもが自ら身を守ろうとする態度や、危険を予測し安全に行動するための能力を育む防災教育などに取り組みます。	教)学校教育部
登下校時の安全管理	通学路の状況に関する情報を各学校から収集し、関係機関等に安全対策等の実施を働きかけます。また、登下校時の見守り活動や危険箇所の巡視等を行うボランティア「スクールガード」の活用を推進します。	教)生涯学習部
安全・安心な道路環境の整備事業	誰もが安心して通行できる道路環境を整備するため、歩道のバリアフリー化、幹線道路等の交通事故対策、通学路の安全対策を実施します。	建)土木部

■子どもの生活の場など居場所づくり

子どもの安心や成長につながる場として、児童会館や子ども食堂などの地域の子どもの居場所づくりを進めるほか、子どもの生活の場となる安全・安心な公園についての整備を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
児童会館の地域交流の推進 (基本目標1-施策3にも掲載)	子どもの社会性を育む機会を創出するため、地域公開日の設定、複合化後の施設間の調整により、多世代交流の促進や地域との相互理解につながる事業を展開します。	子)子ども育成部
子どもの居場所づくり支援事業 (基本目標1-施策3、基本目標4-施策3にも掲載)	地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」などの活動について、運営経費を補助します。	子)子ども育成部
公園造成事業	みどりの基本計画に基づき、みどりのネットワークの骨格や街中のみどりの創出となり、子どもの遊び場となる公園・緑地の整備を行います。	建)みどりの推進部

地域に応じた身近な公園整備事業	良好な都市環境や子どもの遊び場を維持・創造するため、人口の増加により身近な公園が一層不足すると予想される既成市街地への新規公園整備を進めます。	建) みどりの推進部
地域と創る公園機能再編・再整備事業	老朽化した身近な公園を対象に、ワークショップ等で地元住民や近隣の小学校の児童等と話し合いを行い、意見を反映するなど、地域のニーズに応じた再整備を行い、また、機能特化で施設総量の抑制を取り入れた整備を行います。	建) みどりの推進部
安全・安心な公園再整備事業	誰もが地域の公園を安心して安全に利用できるよう、老朽化した遊具や管理事務所等の改修を行うほか、出入口や園路の段差解消、バリアフリー対応トイレの設置など、施設のバリアフリー化を実施します。	建) みどりの推進部

■多様な体験機会の場の充実

札幌の自然や文化などの特徴も生かしながら、子どもが自主性、創造性、協調性を学び、健やかな成長を育む場として、多様な体験機会を引き続き提供していきます。

事業・取組名	事業内容	担当部
子どもの体験活動の場支援事業 (基本目標 1- 施策 2 にも掲載)	旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパーク等の多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「Co ミドリ (こみどり)」の運営を支援します。	子) 子ども育成部
プレーパーク推進事業 (基本目標 1- 施策 2 にも掲載)	子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的に、地域住民等が規制を極力排除した公園等で開催・運営する「プレーパーク」を進めます。	子) 子ども育成部
こども劇場	子どもたちが、人形劇・児童劇の鑑賞のほか、その制作・発表への参加を通じ、子どもが児童文化に触れる機会を提供します。	子) 子ども育成部
少年少女国際交流事業	市内在住の中高生を対象とし、国際的視野の広い青少年の育成を図るため、姉妹都市(ノボシビルスク市・大田広域市) やシンガポールとの相互派遣・受入を実施します。	子) 子ども育成部
少年健全育成推進事業 (青少年育成委員会) (基本目標 1- 施策 3 にも掲載)	地域における青少年育成を推進する担い手として、連合町内会単位に各地区青少年育成委員会を組織(90地区・1,800人) し、文化体験・スポーツ大会など青少年に関わる健全育成事業や地域における安全・安心な環境づくり事業を推進します。	子) 子ども育成部
子どもが読書に親しむきっかけづくりの充実	各図書館において、子どもの発達の段階に応じた様々なプログラムを実施するほか、「札幌市えほん図書館」における幼稚園等の団体利用の受け入れなどを行います。	教) 中央図書館
子どもの文化芸術体験事業	市内の小学生を対象に様々な文化芸術(クラシック音楽、ミュージカル、美術) の鑑賞・体験機会を提供する事業を実施します。	市) 文化部

学校 DE カルチャー	文化芸術関係団体が個別に実施していたアウトリーチの活動をパッケージ化し、市内の全小学校から実施希望校を募って、文化芸術に触れる機会を提供します。	市)文化部
博物館活動センター事業の拡充	小金湯産クジラ化石の研究を進めるとともに、札幌の希少種などの調査・研究、寄贈標本を中心とした資料の整理・保存や収集、学校や団体との連携企画などの博物館活動センターにおける取組を拡充します。	市)文化部
ウィンタースポーツ普及振興事業	札幌の特徴であるウィンタースポーツに生涯にわたって親しめるよう、スキーリフト(対象：市内の小学3～6年生)やスケート貸靴(対象：市内の小学生)の料金助成を行ったリウィンタースポーツ授業へのインストラクター派遣を行ったりするなど、子どもたちに対してきっかけづくりと学習環境の充実を図ります。	ス)スポーツ部
パラスポーツクラブの運営事業	肢体不自由のある子どもが、初心者でも気軽に競技スポーツを楽しむことができ、指導者の下で定期的に様々な競技を行うパラスポーツクラブを運営します。	ス)スポーツ部
運動部活動アスリート派遣事業	中学校の運動部活動にアスリートを派遣して部員の競技力向上と指導者の指導力向上を図ります。	ス)スポーツ部
さっぽろジュニアアスリート発掘・育成事業	優れた素質を有する子どもたちを早期に見出し、札幌から世界に羽ばたくトップアスリートの育成を図ります。	ス)スポーツ部
スポーツ姉妹都市交流事業	姉妹都市提携記念年に札幌市の中学生選手団を姉妹都市へ派遣し、相手都市の選手団を札幌マラソン大会に招待をするなど、スポーツ交流及び文化交流を行います。	ス)スポーツ部
ものづくり人材育成支援事業	ものづくりを体験できる場やイベントを通じて、若年層に対してものづくり企業の魅力や技術を発信することにより、若年層がものづくりに興味を持つきっかけを提供し、地元のものづくり企業への将来的な就職を促進します。	経)産業振興部
みらい IT 人材育成事業	若年層の自発的な IT 学習を促進し、将来的に IT の高度利用ができるよう、市内の小中学生や高校生を対象に、デジタル技術を体験できるイベントや IT を活用した課題解決手法を学ぶハンズオンセミナーを実施します。	経)国際経済戦略室
青少年科学館展示ゾーン等整備事業	科学の知識がわかりやすく伝わるよう、展示物や施設設備等の更新・改修を行い、繰り返し来館したくなるよう科学館機能の充実を目指します。	教)生涯学習部
サッポロサタデースクール事業	土曜日を始めたとした休日に、多様な経験や技能を持つ地域人材・企業等外部人材の協力を得て、魅力ある学びや体験の場を子どもたちに提供するとともに、地域と学校の連携の仕組みを整え、地域の教育力向上を図ります。	教)生涯学習部
自然体験活動の充実	子どもの自主性やコミュニケーション能力を高めるため、「林間学校」や「なかよしキャンプ」において、発達の段階に応じた自然体験活動の充実を図ります。	教)生涯学習部

基本施策 4 次代を担う若者への支援体制の充実

<施策の方向性>

若者の社会的自立を総合的に支援するため、札幌市では、若者支援の中核施設である若者支援総合センターを中心に、教育機関や就労支援機関などと連携し、少年期から高等学校卒業期、さらには、青年期を含め、切れ目のない相談・支援を推進してきました。今後、ICT 社会やグローバル化⁷⁵の進展など、若者を取り巻く環境が急速に変化する中、若者が豊かな人間性を育み、社会的に自立できるよう、引き続き「社会的セーフティネット」「若者同士の交流、仲間づくり」「社会参画」の3つの視点による支援体制を構築することが必要です。

また、ひきこもりを始めとする困難を抱える若者ほど、社会・人との関わりが希薄になりがちであり、社会的な孤立に陥るリスクを有することから、問題を複雑化・長期化させないためにも、早期に支援につなげるとともに、個々人に寄り添った継続的な支援を行う必要があります。

<主な事業・取組>

■若者の成長及び自立への支援

市内5か所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行うほか、若者団体との交流機会の促進や、高校中退者を対象にした学力習得支援、職業体験の機会を提供します。

事業・取組名	事業内容	担当部
若者支援施設の設置・運営 (基本目標 1- 施策 3 にも掲載)	若者の社会的自立を総合的に支援するため、市内5か所に若者支援施設を設置し、自立に向けて不安を抱える若者への支援や若者同士の交流・社会参加のきっかけづくりを行います。	子) 子ども育成部
若者の交流促進	豊かな社会性を身に付けることを目的として、主に15歳から34歳までの若者に対し仲間づくりや活動のきっかけとなる各種プログラムを提供するとともに、市内で活動する若者団体が交流を図るネットワークづくりや活動の支援を行います。	子) 子ども育成部
若者の社会参画促進	若者の主体的な地域の社会活動への参画を促進するため、15歳から34歳までの若者に対しまちづくりやボランティアなどの社会活動に関する情報提供や、社会参画活動の支援を行います。	子) 子ども育成部
中学校卒業業者等進路支援事業 (基本目標 1- 施策 3 にも掲載)	中学校及び高校卒業時、又は高校中退時に進路が未定で、社会的自立に不安のある生徒が困難を有する状態に陥ることを未然に防止するため、若者支援総合センターへとつなげ、就労支援や学び直し支援を実施します。	子) 子ども育成部
若者の社会的自立促進事業 (基本目標 1- 施策 3 にも掲載)	高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、学習相談及び学習支援を実施します。	子) 子ども育成部

⁷⁵【グローバル化】ヒト、モノ、カネ、情報の国境を越えた移動が地球規模で盛んになり、政治や経済など様々な分野での境界線が無くなることで、相互依存の関係が深まっていく現象。

社会体験機会創出事業	困難を有する若者の職業適性の把握や自信の回復のため、職業体験の機会を提供する協力企業等を開拓し、若者と企業等のマッチングを実施します。また、若者を個別にサポートする地域ボランティアを募集、育成し、ボランティアによる若者と企業等との社会体験の調整を始めとする伴走型支援に取り組みます。	子)子ども育成部
困難を抱える若者への自立支援	ニート・ひきこもりなどの社会生活を円滑に営む上で困難を有する主に30代までの若者に対し、自立支援プログラムなどの個別支援を行います。また、「さっぽろ子ども・若者支援地域協議会」を始めとする支援機関の連携により、困難を有する子ども・若者を速やかに適切な支援へつなげられるよう取り組みます。	子)子ども育成部

■ひきこもり・不登校等、困難を有する子ども・若者への支援

ひきこもり専門の相談窓口「ひきこもり地域支援センター」を運営するとともに、ひきこもりの本人や家族が互いに交流できる居場所機能を持つ支援拠点を設置し、個々に寄り添った支援を行います。加えて、不登校等の困難を有する子どもの学びや育ちを支えるため、相談支援パートナーによる支援や、フリースクールなど民間施設に対する支援を実施します。

事業・取組名	事業内容	担当部
ひきこもり対策推進事業	「ひきこもり地域支援センター」の運営や、ひきこもりの本人や家族の居場所機能を持つ支援拠点を設置し、本人の社会的自立に向けた支援を行います。	子)子ども育成部
子どもの学びの環境づくり補助事業 (基本目標1-施策3にも掲載)	学校以外の子どもの学びの環境づくりを進めるため、不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールなど民間施設に対する支援を行います。	子)子ども育成部
相談支援パートナー事業 (基本目標1-施策3にも掲載)	不登校やその心配のある子どもに対し、一人一人の状況に応じたきめ細かな支援を行うため、相談支援パートナー等を配置し、不登校の状況改善を図るとともに、未然防止や初期対応に取り組みます。	教)学校教育部
教育支援センター・相談指導教室における支援の充実 (基本目標1-施策3にも掲載)	不登校児童生徒が仲間と共に学習や体験活動に取り組むことで、学校復帰や社会的自立に向かうことができるよう、一人一人の状況に応じた支援を行います。また、保護者交流会などを開催し、保護者の不安解消を図ります。	教)学校教育部

基本目標 4 配慮を要する子どもと家庭を支える環境の充実

<現状と課題>

虐待のほか様々な理由で保護者のもとを離れて育つ子どもや障がいのある子どもなど、配慮を要する子どもたちが適切な支援を受けて自立していける環境を目指し、体制の充実を進めていきます。

児童虐待は子どもにとって最も重大な権利侵害であり、子ども達を虐待から守り、健やかな成長につなげるためには、子どもや保護者に関わる機関が連携して支援していくことが重要です。また、平成 28年(2016年)に改正された児童福祉法では、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実や子どもの家庭養育優先の原則⁷⁶が明記されました。これまで、家庭と同様の養育環境である里親やファミリーホーム⁷⁷への委託の推進や、児童養護施設の小規模化(定員減及び小規模ケア化⁷⁸)等を図ってきましたが、今後、この取組を一層推進する必要があります。

障がいのある子どもへの支援については、児童発達支援など、障がい児のための通所サービスを利用する子どもは増加傾向にあり、平成 30年(2018年)3月に策定された「さっぽろ障がい者プラン 2018」に基づき、関係機関との連携のもと着実な取組を進める必要があります。

さらに、平成 28年(2016年)に改正された児童福祉法により、地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児(医療的ケア児)の支援に関する保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の連携の一層の推進を図るよう努めなければならないとされました。札幌市でも、医療的ケア児が 250～300人ほどいるものと推計されており、今後も学校や保育所等において支援が必要な子どもが増えていくものと見込まれます。医療的ケア児を含む障がいのある子どもが、保育所や児童会館などにおいても必要な支援を受けながら、利用することができる体制づくりが課題となっています。

子どもの貧困については、平成 30年(2018年)3月に策定した「札幌市子どもの貧困対策計画」において、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進を、子どもの貧困対策を進める上での基礎と位置付け、様々な支援策を講ずることが必要です。

ひとり親家庭については、平成 30年(2018年)12月に実施した就学前児童を対象にしたニーズ調査において、子育てに楽しさよりも「どちらかといえば大変さの方が多い」、「大変さの方が多い」と答えた人が他の世帯よりも多い結果となりました。ひとり親家庭が生活をステップアップさせ、安心して子育てができるよう支援していく必要があります。

⁷⁶【家庭養育優先の原則】子どもは家庭において心身ともに健やかに養育され、それが困難な場合は、里親や特別養子縁組などの家庭における養育環境と同様の環境で継続的に養育されなければならないという原則。

⁷⁷【ファミリーホーム】1ホームの定員5～6人で、養育者の住居で行う里親型のグループホーム。

⁷⁸【小規模ケア化】児童養護施設等において小規模なグループによる養育を行う体制を整備すること。

権利条例では、第5章第28条において、「子どもが、障がい、民族、国籍、性別その他の子ども又はその家族の状況を理由としたあらゆる差別及び不当な不利益を受けないように、お互いの違いを認め、尊重し合う社会の形成に努めなければならない」ことを、市民の責務として定めています。

児童虐待のほか様々な理由で保護者のもとを離れて育つ子どもや障がいのある子ども、ひとり親家庭の子ども、経済的な支援を必要とする家庭の子どもはもちろん、どのような状況にある子どもでも、一人一人が社会に受け入れられ、自分の力を十分に発揮できることが必要です。

このことから、市民が共通の認識のもと、様々な配慮を必要とする子どもを受け入れる多様性のある社会の構築に向けた取組が必要であることを「基本施策5」に位置付けています。

基本施策 1 児童相談体制の強化

<施策の方向性>

児童虐待認定件数は増加傾向にあり (p.27)、相談内容も複雑化・深刻化しており、重大事案も発生しています。児童虐待防止には、児童相談所と区役所、学校、保育所、児童家庭支援センター等の関係機関が連携していくことが重要であり、体制強化や連携強化が必要です。その中でも、地域の拠点でもある区役所には、保健センター内に、妊娠期からの切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」の機能を有するほか、児童相談の担当職員を配置した「家庭児童相談室⁷⁹」が設置されています。家庭児童相談室は、区要保護児童対策地域協議会⁸⁰の事務局の役割を担っておりますが、更なる体制強化を行い、児童福祉法に定める「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の役割を果たしていくことが必要です。

また、社会的養護が必要な子どもへの養育環境の充実として、里親等への委託を一層推進するため、里親のリクルート、研修、支援などを一貫して担う包括的な支援体制を構築するとともに、児童養護施設の小規模ケア化や、地域小規模児童養護施設⁸¹等の整備を着実に進めます。

さらに、社会的養護のもとで育った子どもが施設退所後も安心して社会生活を送ることができるよう、自立に向けたきめ細かい支援の充実を図ります。

連携を検討すべき地域資源の例

【想定する圏域範囲】

●市区圏域を中心に、事案に応じ住民に身近な小圏域

児童虐待の未然防止、早期対応のためには、関係機関のネットワーク体制の構築はもとより、行政に携わる者、施設関係者、さらには市民一人一人が意識をもって、子どもや保護者の声に耳を傾け、支援に結びつけることが必要です。ここでは、活用可能な地域資源の一例を掲載します。



79 【家庭児童相談室】子どもの福祉に関する身近な相談窓口として、家庭における子どもの養育に係る電話や来所での相談に応じているほか、児童虐待通告も受ける機関。

80 【要保護児童対策地域協議会】支援を必要とする児童等について、早期発見や適切な保護を図っていくため児童福祉法第25条の2に基づいて設置される協議会。

81 【地域小規模児童養護施設】定員が6名で、住宅地などに設置された家庭的な環境に近い小規模な児童養護施設。

<主な事業・取組>

■児童虐待防止対策体制の強化

児童相談所及び児童家庭支援センターでの児童虐待防止に関する取組を推進するとともに、各区役所における子どもの福祉に関する身近な相談窓口である「家庭児童相談室」について、母子保健分野を始めとする関係先との連携を進め、支援機能を高めます。

また、地域における児童虐待予防を担う協力員の養成を引き続き進めるほか、相互に重複して発生する児童虐待とDVの特性を踏まえ、関係機関の連携体制を構築していきます。

なお、令和元年(2019年)6月に発生した2歳女児死亡事案を受けて、令和2年(2020年)3月に公表された検証報告書を踏まえた取組については、令和2年度(2020年度)に策定する予定の「第3次札幌市児童相談体制強化プラン」に反映します。

事業・取組名	事業内容	担当部
各区子育て世代包括支援センター機能の強化 (基本目標1-施策3、基本目標2-施策2、基本目標2-施策3にも掲載)	各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能を強化し、新たに母子保健相談員を各区に配置の上、妊娠期から出産・育児まで各段階に対応できる一貫性・整合性のある切れ目のない支援体制の強化を図ります。	保)保健所
心理職による相談支援体制の強化	保健センターにおける心理職員の相談体制を強化し支援が必要な妊婦及び親子に対し関係機関と連携を図りながら適切な支援を行います。	保)保健所
各区子ども家庭総合支援拠点機能の整備 (基本目標1-施策4、基本目標2-施策2にも掲載)	各区保健センターに「子ども家庭総合支援拠点」の機能を整備し、身近な地域における相談支援体制やその専門性を強化することにより、子どもが健やかに育つまちづくりを進め、児童虐待の発生を予防します。	子)児童相談所
子ども安心ネットワーク強化事業 (基本目標1-施策4にも掲載)	増加傾向にある虐待通告や養護相談に対し、迅速かつ適切に対応するため、子ども安心ホットラインを運営するとともに、児童相談所と児童家庭支援センターの連携により相談体制を強化します。	子)児童相談所
児童相談体制強化事業 (基本目標1-施策4にも掲載)	児童虐待防止対策体制の強化及び社会的養育の推進に向け、新たな児童相談体制強化プランを策定するとともに、計画的な体制強化に取り組みます。	子)児童相談所
児童虐待防止対策支援事業 (基本目標1-施策4、基本目標3-施策3にも掲載)	虐待が疑われる児童を発見した際に迅速で適切な対応を行い、児童虐待の発生を予防するため、オレンジリボン地域協力員登録を推進するなど、市民、企業及び関係機関等に対し、児童虐待防止に係る普及・啓発を行います。	子)児童相談所
(仮称)第二児童相談所整備事業 (基本目標1-施策4にも掲載)	増加する虐待通告や法令改正等に対応するため、相談支援拠点としての第二児童相談所を整備し、児童虐待相談等への迅速かつ適切な対応や、関係機関及び各区との連携強化など、相談体制の強化につなげます。	子)児童相談所
認可外保育施設への啓発	定例の立入調査の際に、施設としての虐待防止の取組について聴取するとともに、認可外保育施設の職員を対象とした研修会で「虐待防止」をテーマとした研修を実施します。	子)児童相談所 子)子育て支援部

DV 対策普及啓発	児童虐待対応の観点を踏まえた適切な対応の在り方について児童相談所と、配偶者暴力相談支援センターや各区母子・婦人相談員など DV 対応を担う関係機関において、研修等を通じた相互の理解促進に努めるなど、連携強化を図ります。	子)児童相談所 市)男女共同 参画室
-----------	---	--------------------------

■社会的養育の推進

改正された児童福祉法の理念に基づき、里親の育成支援や施設における保護者支援機能の拡充、地域小規模児童養護施設の整備等を進め、保護者から離れて生活することを余儀なくされるなど困難な状況にある子どもが里親や施設との信頼関係のもとで安心して生活し、健やかに成長できるよう支援していきます。また、子どもが施設を退所した後にしっかりと社会的自立を果たすことができるよう、関係機関が連携して継続的に支援を実施する体制の充実を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
社会的養護体制整備事業	社会的養護が必要な子どもがより家庭に近い環境で養育されるよう、児童養護施設の小規模化やグループホーム、ファミリーホームの設置等を支援します。	子)児童相談所
社会的養護自立支援事業	児童養護施設への入所者や里親委託措置を受けていた者に対し、18歳(措置延長の場合は20歳)に到達後も、個々の状況に応じて22歳に到達する年度の末日まで、継続して支援を実施することにより将来の自立に結びつけます。	子)児童相談所
里親制度促進事業	里親委託を推進するため、登録希望者や里親等に対し、登録前後及び委託中の研修、里親養育者宅への訪問などの支援を包括的に行います。	子)児童相談所
乳児院等多機能化推進事業	乳児院に育児指導担当職員を配置し、入所児童やその保護者、地域の子育て家庭の支援体制を強化します。	子)児童相談所
子育て短期支援事業	家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で子どもを一時的に預かる事業を実施します。	子)児童相談所
養育支援員派遣事業	児童の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対し、家事支援や育児支援を行う者を派遣して支援します。	子)児童相談所
児童福祉施設措置費支給事業	児童福祉施設入所児童(里親委託児童を含む)が高等学校や、職業訓練校等に入学・入校した場合にかかる経費を支給します。	子)児童相談所
児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業	児童福祉施設入所児童(里親委託児童を含む)で、大学などに入学するため措置解除(退所)となる場合、進学後の生活費などの奨学金を給付します。	子)児童相談所
スタディメイト派遣事業	児童養護施設等に入所中の児童に対し、大学生等の有償ボランティアを派遣し、学習支援等を行います。	子)児童相談所
児童養護施設職員研修事業	施設等に入所している子どもや家庭への支援の質を確保するために、児童養護施設職員等への研修を実施し、専門性の向上を図ります。	子)児童相談所

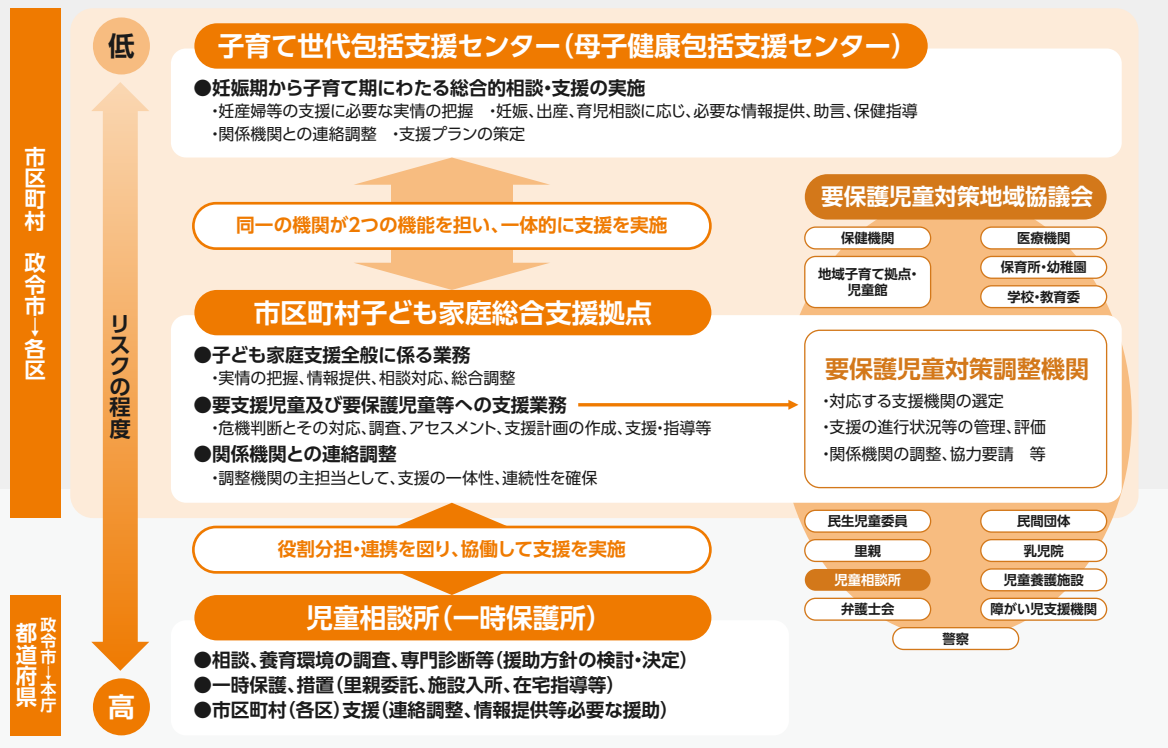
児童自立生活援助事業	義務教育終了後に児童養護施設や児童自立支援施設を退所して就職する子どもが社会的自立を目指して共同で生活する児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)を実施します。	子)児童相談所
母子生活支援施設の活用 (基本目標 4- 施策 4 にも掲載)	生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、母子生活支援施設を活用します。	子)子育て支援部

POINT

各区保健センターに位置付ける機能(子育て世代包括支援センター・子ども家庭総合支援拠点) について

平成 28年(2016年) に児童福祉法・母子保健法が改正されたことに伴い、各市町村(政令市は各区) に、「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」の機能を位置付けることが求められました(下記イメージ図参照)。札幌市では、各区で乳幼児健診や要支援児童の支援、子育て支援等を担う、「保健センター」にこれらの2つの機能を位置付け、一体的に子ども・子育て家庭への支援を行うこととします。

(参考)国が示す「子育て世代包括支援センター」及び「子ども家庭総合支援拠点」の体制イメージ図



1. 子育て世代包括支援センターの役割について

子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から出産・産後・子育て期にわたるまでの切れ目のない総合的相談・支援を実施します。

妊産婦や乳幼児への支援においては、多くの関係機関が関わることから、関係機関同士の情報共有や連携が不可欠ですが、制度や機関によって支援が分断されてしまう課題もあります。そこで、各区保健センターに、「子育て世代包括支援センター」の機能を位置付け、対象者一人一人の状況を継続的、包括的に把握し、対象者のニーズに即した子育て支援情報の提供を行うとともに、必要な相談に保健師等の専門職がしっかりと対応します。さらに、支援の調整や関係機関との連絡を行い、妊娠期から育児期まで切れ目のない支援を実施することで、児童虐待の予防に努めていきます。

妊産婦や乳幼児、その家庭の状況は時間の経過とともに変化するものです。子育ては家庭や

地域での日々の暮らしの中で行われるものであり、母子保健や子育て支援等の施策や制度ごとで分かれるものではありません。また、とりわけ若年、経済的問題、心身の不調などを抱える特定妊婦⁸²に対する支援も重要です。

札幌市ではこの認識に立って、すべての親子の健やかな成長を目指し、各区保健センターにおける「子育て世代包括支援センター」の機能強化に努めてまいります。

2. 子ども家庭総合支援拠点の役割について

子ども家庭総合支援拠点は、要支援児童や要保護児童を含む、子どもの実情を把握し、保護者等からの相談に応じるほか、これらの児童に対する支援計画の作成、支援指導等を、関係機関が連携して行うものです。

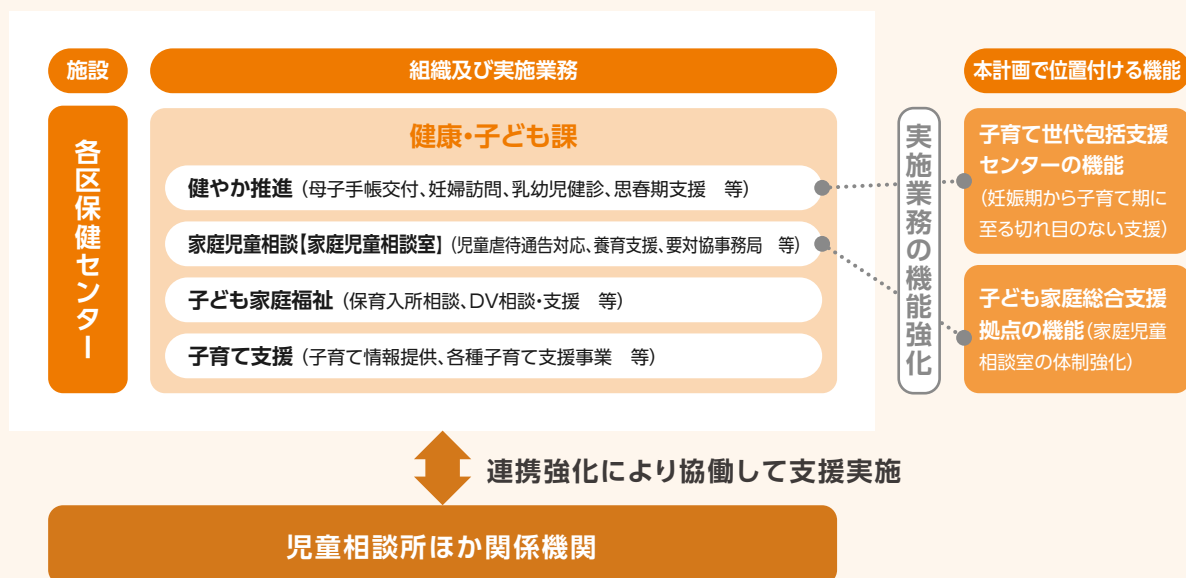
札幌市では、平成23年度(2011年度)から各区保健センター内に家庭児童相談室を設置し、区要保護児童対策地域協議会(要対協)の事務局を担い、子どもの福祉に関する相談窓口として、養育相談等を受け付け、関係機関と連携をとりながら支援活動を行っているほか、児童相談所とともに児童虐待通報・通告の受理及び初期調査も行っています。

札幌市では、児童虐待認定件数が増加傾向にある中で、各区保健センターにおいて、「子ども家庭総合支援拠点」の機能を掲げ、家庭児童相談室の更なる体制強化を行うことで、児童相談所とともに、虐待の発生防止や、問題解決に努めてまいります。

3. 札幌市における両拠点のイメージ

「子育て世代包括支援センター」、「子ども家庭総合支援拠点」ともに、これまで述べたように、各区保健センターにおいて、これらの機能を位置付けるものです。両拠点の関係性と組織及び実施業務のイメージを図示すると、下記のとおりとなります。

なお、各区保健センターでは、これらの機能の位置付けを果たすとともに、子どもに関する相談機関は、子どもアシストセンター、児童相談所など様々な機関があることから、市民が安心して気軽に相談することができるよう、わかりやすい周知に努めていきます。



82 【特定妊婦】 出産後の子どもの養育について、出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のこと。

基本施策2 障がい児、医療的ケアを必要とする子どもへの支援の充実

<施策の方向性>

札幌市では、平成28年(2016年)4月の障害者差別解消法施行を受けて、平成29年(2017年)12月には、「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」、平成30年(2018年)3月には、「札幌市手話言語条例」を施行したほか、同年3月には、共生社会の実現を基本理念とした「さっぽろ障がい者プラン2018」を策定し、障がいのある方々が、地域で安心して生活していくことができるよう、障がい者施策の充実を図ってきました。

障がいのある子どもの支援に当たっては、個々の障がいの程度や発達段階等の多様なニーズに応えられる支援、乳幼児期から学齢期を経て成人に至るまでの切れ目のない支援が求められます。また、保育園や幼稚園、学校、サービス提供事業所などの、子どもを取り巻く様々な機関が連携して、不安を抱えるご家族の心情に寄り添いながら支えることが必要となります。

本計画では、「さっぽろ障がい者プラン2018」の理念を踏まえつつ、乳幼児期から学齢期を通して、個々のニーズにきめ細かく対応できるよう、関係機関の連携のもと、様々な施策を展開していきます。

さらに、平成28年(2016年)の児童福祉法改正を機に充実が求められている医療的ケアを要する子どもへの支援についても、様々な場で心身の状況に応じた適切な支援を提供できるよう、受入れ体制を整備していきます。

<主な事業・取組>

■乳幼児期・学校教育における支援体制の充実

発達に心配のある乳幼児の相談体制の支援を実施し、子どもの状態に応じた療育⁸³を実施するとともに、一人一人のニーズに合わせた教育の充実を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
療育支援事業	発達に心配のある子どもとその保護者に対して遊びの場を提供するとともに、相談や情報提供などの子育て支援を行います。	子)児童相談所
幼児教育相談の充実	幼児(主に2歳~6歳)の教育に関する不安や悩みを抱える保護者等からの相談に、適時適切に対応します。	教)学校教育部
特別支援教育・障がい児保育補助事業	障がい児・要支援児を受け入れる認可保育所等に対する補助を行います。	子)子育て支援部
障がい児保育巡回指導事業	認可保育所に入所している障がい児に対し、一人一人に配慮した保育が実施されるよう適切な支援を図るとともに、障がい児の集団保育が適切に行われるよう保育士(保護者)などに対し、専門職が巡回指導を行います。	子)子育て支援部
乳幼児精神発達相談	発達に心配のある乳幼児とその親に対し、保健センターで個別の発育・発達に関する相談・助言を行い、必要に応じて療育機関及び相談機関を紹介します。	保)保健所

多様な主体の参入促進事業	要支援児の受入促進のため、幼稚園及び認可保育所等に対し様々な補助を行います。また認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な補助を実施します。	子)子育て支援部
特別支援教育に関する私立幼稚園等への支援	幼児教育支援員が、特別な教育的支援を要する幼児への関わり方や「個別的教育支援計画」の活用方法について私立幼稚園の教諭等からの相談に応じるほか、特別支援教育に関する研修を実施します。	教) 学校教育部
幼保小連携の推進 (基本目標 2- 施策 1, 基本目標 3- 施策 1 にも掲載)	幼児期と児童期の教育を円滑に接続するため、札幌市内の幼稚園・認定こども園・保育所・小学校の連携担当者が一堂に会する「幼保小連携推進協議会」を市・区単位で開きます。区単位の協議会においては、各園・学校の教育課程の作成等に生かすことができるよう、幼児期から児童期にかけての学びの一貫性・連続性を意識した教育課程の在り方等に関する研修を充実させます。また、特別な教育的支援が必要な幼児についての小学校への引継ぎを行います。	教) 学校教育部
通級による指導の充実	通級指導教室の整備・拡充により遠距離通級の解消を図るほか、指導体制及び指導方法の工夫・改善に取り組みます。	教) 学校教育部
学びのサポーター活用事業	学びのサポーターの配置体制を整備し、特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、学校生活を送る上で必要な支援を進めます。	教) 学校教育部
「個別的教育支援計画」の活用による支援の充実	特別な教育的支援を必要とする子どもに係る「個別的教育支援計画」の作成を進め、子どもの就学・進学に当たっての園・学校間の引継ぎや、関係機関との連携において活用することで、個別の教育的ニーズに応じた継続的な支援を充実します。	教) 学校教育部
肢体不自由の児童生徒への特別支援教育実施体制の拡充	肢体不自由の児童生徒へより適切な学びの場が提供できるよう、肢体不自由の児童生徒への特別支援教育を実施する体制を充実します。	教) 学校教育部
放課後児童クラブにおける障がい児の受入れ	児童会館やミニ児童会館等が、障がいのある子どもにとっても放課後の居場所となるよう、受入れを行います。	子) 子ども育成部
特別支援学校の教育内容の充実	特別支援学校において、在籍する児童生徒一人一人の障がいの状態に応じた専門的な教育を充実させます。また、卒業後の社会参加を促進するため、市立札幌みなみの杜高等支援学校と市立札幌豊明高等支援学校とが連携した就労支援の取組を進めます。	教) 学校教育部

■障がいのある子どもへのサービス提供体制の充実

発達に心配のある子どもが通って支援を受ける「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」を引き続き実施するとともに、これらの障がい福祉施策と、保育園や幼稚園、学校等の様々な関係機関の連携のもとで、多様なニーズに応じた支援を進めます。

事業・取組名	事業内容	担当部
児童発達支援	就学していない障がいのある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。	保) 障がい保健福祉部
医療型児童発達支援	就学していない肢体不自由がある児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、理学療法等の機能訓練などを行います。	保) 障がい保健福祉部
放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童(幼稚園・大学を除く)に対し、生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流促進のための支援などを行います。	保) 障がい保健福祉部
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園、小学校などに通う障がいのある児童に対し、専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言などを行います。	保) 障がい保健福祉部
居宅訪問型児童発達支援	外出することが困難な障がいのある児童に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。	保) 障がい保健福祉部
障がい児地域支援マネジメント事業	地域に障がい児地域支援マネージャーを配置し、担当地区内の障害児通所支援事業所を訪問して、療育情報の提供、療育に関する技術支援や関係機関の支援調整等を行います(現在7区を対象に実施)。	保) 障がい保健福祉部
障害児相談支援	児童発達支援・放課後等デイサービスなど障害児通所支援を適切に利用するための計画を作成するとともに、定期的にサービスの利用状況の検証・見直し等を行います。	保) 障がい保健福祉部
子ども発達支援総合センター(ちくたく)での支援	発達に遅れや障がいのある子ども、心の悩みを抱える子ども、子どもの発達に不安を抱える親などに対し、子どもの体の発達と心の成長の両面からアプローチし、より適切かつ質の高い医療・福祉支援を総合的に提供します。	保) 子ども発達支援総合センター
子どもの心の診療ネットワーク事業	児童精神科を中心とした関係機関の連携体制を構築・運用するため、子どもの状況に応じた適切な支援機関を案内(コンシェルジュ事業)するほか、連携体制の全体管理や人材育成等(連携チーム事業)を行います。	保) 障がい保健福祉部
子どもの補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の保護者に対し、補聴器購入等の費用の全部又は一部を助成し、難聴児の教育及び言語訓練等を促進します。	保) 障がい保健福祉部
重度障がい児者等日常生活用具給付事業の拡充	重度障がい者(児)及び難病患者等の日常生活の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進するため、日常生活における動作を補助する用具やコミュニケーションを支援する用具等の給付種目を拡充します。	保) 障がい保健福祉部

■医療的ケアが必要となる子どもの受入れ環境の充実

医療的ケアが必要となる子どもが適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育など関係分野が連携し、受入れ体制を構築することで、保護者の負担軽減を図ります。

事業・取組名	事業内容	担当部
医療的ケア児等の支援体制構築事業	医療的ケア児等支援者養成研修を実施するとともに、サポート医師が障害福祉サービス事業所、学校、保育所などを支援し、医療的ケア児等の支援体制の充実を図ります。	保)障がい保健福祉部
医療的ケア児への支援体制の拡充	小・中学校等に在学する医療的ケア児への支援のため、看護師を配置し、医療的ケアに係る体制の整備を進めます。	教)学校教育部
公立保育所における医療的ケア児保育事業	公立保育所において専任の看護師を配置して医療的ケア児の保育体制を整え、保育所での受入体制や関係機関との連携体制等について検証します。	子)子育て支援部
児童クラブにおける医療的ケア児への支援体制の充実	医療的ケアが必要な児童への対応のため、対象館に看護師を配置します。	子)子ども育成部

基本施策3 子どもの貧困対策の推進

<施策の方向性>

「札幌市子どもの貧困対策計画」の策定に当たり、平成28年(2016年)に実施した実態調査において、困難を抱えていると考えられる世帯ほど、子どもや保護者自身の悩みについて相談する人がいない、子育てに関する制度やサービス、相談窓口を知らないなど、社会的孤立の傾向にあることが確認されたことから、同計画においては、困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組を、特に推進すべき施策として位置付けています。

具体的には、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握し、寄り添い型の支援を行う子どもコーディネーターを全市的に配置するとともに、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」など子どもの居場所づくりの活動を促進させる取組を行います。また、子どもと関わる関係者が、子どもの貧困に対してより理解を深めることができるよう、研修や啓発に取り組みます。

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
子どものくらし支援コーディネート事業 (基本目標1-施策3にも掲載)	地域を巡回し、困りごとを抱えた子どもや家庭を早期に把握して、必要な支援につなげる子どもコーディネーターを配置し、学校や児童会館、民生委員・児童委員など子どもに関わる様々な関係者との連携体制を構築します。	子)子ども育成部
子どもの居場所づくり支援事業 (基本目標1-施策3、基本目標3-施策3にも掲載)	地域全体で子どもたちを見守る環境を充実させ、子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進するため、「子ども食堂」などの活動について、運営経費を補助します。	子)子ども育成部
子どもの貧困への理解の促進	困難を抱えている子ども・世帯を把握し、必要な支援に結びつけるための体制をより推進するために、日ごろから子どもに関わる様々な関係者をはじめ、広く市民に対して、子どもの貧困の現状やその対策など、子どもの貧困への関心や理解を深めるための研修や啓発を実施します。	子)子ども育成部

POINT 子どもコーディネーターの役割について

本計画では、基本施策「子どもの貧困対策の推進」の項目を始め、基本目標1－基本施策3「子どもを受け止め、育む環境づくり」のほか、活用を検討する地域資源の一例として、様々な箇所に、「子どもコーディネーター」について記載しています。

子どもコーディネーターとは、平成30年(2018年)8月から新たに配置したもので、地域を巡回しながら、子どもやその家庭が抱える困難を早期に把握し、必要な支援につなげる役割を担っています。令和元年(2019年)8月からは、5名体制のもと、10区50地区を巡回し、困りごとを共に考え、支援の対象となる子ども・家庭に寄り添いながら、適切な支援につなげています。

SAPP_RO
※事業は、札幌市からの委託により、公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会が実施しています。

子どものくらしを支援する
子どもコーディネーター
に相談してみませんか？

おうちのことで困ってる…
誰かに相談のってほしい、
連絡や来客が不安…
どこに相談したらいいの？

お子さんの様子がおかしい？
どうサポートしたいの？

電話番号 011-223-4421 (札幌市若者支援総合センター内)
札幌市中央区南1条東2丁目 大通/スセンタービル2号館2階

受付時間 10:00~18:00 (伊達3-5階、伊達/スセンター休館) ※休館日
※休館日については、こちらから確認できます (https://www.sapporo-youth.jp/center/news/)

コーディネーターはどんなことをするの？

- 児童会館や子ども食堂など、地域の子ども居場所を巡回しています。
- お子さんやご家族、まわりの方からの相談をお受けします。
- 困りごとを共に考え、適切な支援につなぎます。
- ご家庭を訪ねし、お話を聞くことや、電話での相談も可能です。
- 費用は無料です。

【広報チラシ】

基本施策4 ひとり親家庭への支援の充実

<施策の方向性>

平成30年(2018年)3月に策定した「ひとり親家庭等自立促進計画」では、「子育て・生活支援の充実」「就業支援の充実」「養育費の確保及び適切な面会交流の推進」「経済的支援の推進」「利用者目線に立った広報の展開」を基本目標に掲げています。

ひとり親家庭等の自立を促進するための事業・取組等については、同計画に基づいて着実に推進します。

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
ひとり親家庭等自立支援給付事業	ひとり親家庭の就業による自立を促進するため、雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座の受講費用や、資格取得のための養成機関に通う間の生活費、高等学校卒業程度認定試験の対策講座の受講費用などを支援します。	子)子育て支援部
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭を対象として、急な残業や疾病等で一時的に生活援助が必要な場合や、生活環境の激変により日常生活に大きな支障が生じている場合などに家庭生活支援員を派遣し、家事等の支援を行います。	子)子育て支援部
ひとり親家庭支援センター等運営事業	札幌市ひとり親家庭支援センターにおいて、法律相談など各種相談に応じるほか、就業相談や職業紹介、就業のための知識・技能習得の支援などを行います。	子)子育て支援部
母子・婦人相談員による相談対応	各保健センターにおいて、母子・婦人相談員が、ひとり親家庭の生活全般の相談に応じます。	子)子育て支援部
ひとり親家庭学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の子どもを対象として、各区に会場を設けて大学生等のボランティアによる学習支援を行い、学習習慣を身に付けさせ基礎的な学力の向上を図るとともに、進学や進路等の相談を通じ、ひとり親家庭の不安感を解消します。	子)子育て支援部
ひとり親家庭スマイル応援事業	ひとり親家庭の自立を支援するため、合同企業説明会、情報提供・相談コーナー、セミナーなどで構成するひとり親家庭向けイベントを実施します。	子)子育て支援部
ひとり親家庭の目線に立った広報の展開	ひとり親家庭の利便性に配慮し、各種支援制度や手続きに関することなど、必要とされる情報を確実に届けることを目指して広報活動に取り組みます。	子)子育て支援部
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、目的に応じた貸付けを行います。	子)子育て支援部
母子生活支援施設の活用 (基本目標4-施策1にも掲載)	生活・住宅・就職などの困難な問題があるために児童の福祉に欠ける母子世帯への生活の場の提供や自立支援等のため、母子生活支援施設を活用します。	子)子育て支援部

児童扶養手当の支給 (基本目標 2- 施策 4 にも掲載)	児童扶養手当法に基づき、離婚や死亡等により父親又は母親と生計を同じくしていない児童を育成する家庭に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭の保育所の優先入所	ひとり親家庭の仕事と子育ての両立を支援することを目的として、就職活動や就職後における保育所入所の優遇制度を引き続き実施します。	子) 子育て支援部
ひとり親家庭の保育料の負担軽減措置	保育料について、国が定める基準より低額に設定することにより、ひとり親家庭の経済的負担を軽減します。	子) 子育て支援部
市営住宅の供給における抽選倍率の優遇	市営住宅の募集時にひとり親・多子・大家族等の世帯に対して、一般世帯に比べて当選確率を高める優遇制度を実施します。	都) 市街地整備部
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の子ども、母親もしくは父親に対し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、医療費の一部を助成します。	保) 保険医療部

基本施策5 子どもを受け入れる多様性のある社会の推進

<施策の方向性>

子どもたち一人一人が生きがいと誇りを持ち、自分の持てる力を十分発揮できる社会の実現に向けては、配慮を要する状況に置かれた子どもたちが受け入れられる多様性のある社会づくりを推進することが重要です。これまで述べてきた虐待、障がい、貧困、ひとり親等の配慮を要する子ども・子育て家庭への支援はもとより、民族、国籍、多様な性・性別のあり方などへの様々な配慮について、市民全般を対象に理解促進を図ります。

<主な事業・取組>

事業・取組名	事業内容	担当部
共生社会の実現に向けた子どもの権利理解の促進 (基本目標 1- 施策 4 にも掲載)	障がいや国籍、性別を始め、個々の多様性を尊重するとともに必要な配慮や支援を行うという基本的な人権理解の視点から、子どもの権利の理解を促進し、広く子ども同士や子どもに関わる大人の相互理解と配慮に基づく人権意識の向上を図ります。	子) 子ども育成部
民族・人権教育の推進 (基本目標 1- 施策 1、基本目標 1- 施策 4、基本目標 3- 施策 1 にも掲載)	民族教育や人権教育について、体験活動等を取り入れた指導を充実させるとともに、より効果的な指導方法等について実践研究を行い、その成果を普及・啓発します。	教) 学校教育部
障がいのある子どもとない子どもとの交流及び共同学習の充実 (基本目標 1- 施策 1 にも掲載)	特別支援学校に在籍する子どもが自分の住む地域の小・中学校で学ぶ機会を充実させるほか、障がいのある子どもとない子どもとが日常的に交流する取組を推進します。	教) 学校教育部
多文化共生推進事業 (基本目標 1- 施策 4、基本目標 2- 施策 2 にも掲載)	外国人も日本人も誰もが安心して安全に暮らせる共生社会の実現に向け、外国人の孤立化防止と暮らしの不便不安を解消するための支援や仕組みづくりを進めるとともに、市民の異文化理解と国際理解を促進します。	総) 国際部
帰国・外国人児童生徒支援事業	日本語指導等が必要な帰国・外国人児童生徒が学校生活等に円滑に適応できるよう、個々の状況に応じた支援を充実します。	教) 学校教育部
子ども向け男女共同参画意識啓発事業 (基本目標 1- 施策 1 にも掲載)	子どもたちが男女共同参画の理念を理解した上で自己形成ができるよう、性別に捉われず個性を尊重することの大切さを伝える小・中学生向けパンフレットを作成し、配布します。	市) 男女共同参画室
アイヌ伝統文化振興事業	小中高校生団体体験プログラムなどの充実を通じて、アイヌの伝統的な生活様式や文化などを市民に紹介し、また、市民がアイヌ文化に身近に触れる機会を創出することにより、アイヌ伝統文化の保存、継承、振興を図ります。	市) 市民生活部